

平成28年第6回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成28年12月13日（火曜日）

○議事日程

平成28年12月13日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	曾 我 好 則 君	2 番	石 田 卓 成 君
3 番	牛 見 航 君	4 番	藤 村 こ ず え 君
5 番	宇 多 村 史 朗 君	6 番	和 田 敏 明 君
8 番	清 水 浩 司 君	9 番	田 中 敏 靖 君
10 番	山 本 久 江 君	11 番	山 田 耕 治 君
12 番	久 保 潤 爾 君	13 番	河 村 孝 君
14 番	橋 本 龍 太 郎 君	15 番	吉 村 弘 之 君
16 番	上 田 和 夫 君	17 番	行 重 延 昭 君
18 番	河 杉 憲 二 君	19 番	安 村 政 治 君
20 番	高 砂 朋 子 君	21 番	山 根 祐 二 君
22 番	三 原 昭 治 君	23 番	清 水 力 志 君
24 番	今 津 誠 一 君	25 番	松 村 学 君

○欠席議員（1名）

7 番 田 中 健 次 君

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君
総 務 部 長 藤 津 典 久 君 総 務 課 長 河 田 和 彦 君
総 合 政 策 部 長 平 生 光 雄 君 生 活 環 境 部 長 岸 本 敏 夫 君
健 康 福 祉 部 長 林 慎 一 君 産 業 振 興 部 長 神 田 博 昭 君
土 木 都 市 建 設 部 長 友 廣 和 幸 君 入 札 検 査 室 長 内 田 和 男 君
会 計 管 理 者 山 内 博 則 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 司 透 君
監 査 委 員 事 務 局 長 平 井 信 也 君 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 賀 谷 一 郎 君
消 防 長 三 宅 雅 裕 君 教 育 部 長 末 吉 正 幸 君
上 下 水 道 局 長 清 水 正 博 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は、田中健次議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。8番、清水浩司議員、9番、田中敏靖議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、20番、高砂議員。

〔20番 高砂 朋子君 登壇〕

○20番（高砂 朋子君） おはようございます。「公明党」の高砂でございます。それでは、通告の順に従いまして、質問を2点させていただきますので、どうかよろしくお願いをいたします。

最初に、発達障害者支援法の改正による今後の取り組みについてでございます。

発達障害には、代表的なものとして自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などがあることは、皆様御存じのことだと思っております。こ

これらの障害には、コミュニケーションがとりづらい、集中力が続かない、読み、書き、計算が極端に苦手などの症状がありますが、必ずしも知的障害を伴っていないため、障害があることが理解されにくく、社会生活になじめないケースも出てまいります。

平成17年に発達障害者支援法が施行、発達障害を定義し、早期の気づきの促進や国、地方自治体の支援に関する責務などが定めてあります。このことの意義は、大変大きかったと思います。

施行後約10年、支援法に基づき全ての都道府県、政令都市に発達障害者支援センターが設置され、発達障害に早く気づき、その後の療育につないでいく仕組みが整えられてきました。

この間、発達障害という障害があることが知られるようになってきたように思いますが、目の前の我が子がそうだとわからずに、子育ての中で悩んでおられる保護者の方が、まだまだいらっしゃるのが現状だと思います。また、周囲の個々に異なる特性への理解やそれに応じたきめ細かな支援となると十分ではありません。

障害をめぐる国際的な流れの中での国連の障害者権利条約への署名や障害者基本法の改正など、障害を理由とした差別の禁止が明確にされ、発達障害をめぐる環境も大きく変わりました。支援強化の必要性から、本年5月の改正発達障害者支援法が成立、8月施行となったわけでございます。

基本理念の中には、日常生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を除去することが支援の柱の一つとしてとらえられ、周囲の工夫や配慮を求め、社会の側の責任として、問題を解決していこうという考え方に転換していくことが求められています。

発達障害は子どもの問題ととらわれがちですけれども、全世代的な問題であることから、医療、福祉、教育、就労などの各分野が連携するライフステージごとの切れ目のない支援、具体的な家族への支援、司法の手續における配慮などが盛り込まれました。今後、防府市としてどのように取り組んでいかれるのか、4点にわたって質問をいたします。

1点目、私は平成18年に、乳幼児健診等で見つけられなかった、もしくは保育の集団生活の中でしか気づくことができない発達障害の子どもたちを就学前に把握し、適切な療育の中で、スムーズに就学に結びつけていくことが重要ということで、5歳児発達相談の実施を要望し、幼・保と小・中の綿密な連携の重要性を訴えさせていただきました。

乳幼児期における早期の気づき、そして早期支援が、その後の成長の中で大変重要になります。市における現在の取り組み状況を伺います。

2点目、発達障害に関する知識を持つ専門員が、保育所や定期健診を行う施設など、子どもたちが集まる場所を巡回し、施設のスタッフや保護者へ助言する巡回支援専門員整備

事業、そして家族支援を強化するためのペアレントメンター、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムなどの導入についての御所見を伺います。

ここで、ペアレントメンターやペアレントトレーニング・プログラムの御紹介をさせていただきます。

ペアレントメンターとは、障害児を持つ同じ親として、同じ立場、同じ目線で話を聞くことができ、地域の身近な情報を持っているというメリットを生かして、障害の理解や受容への支援を行い、家族を地域ネットワークにつないでいく役割を担うということでございます。

ペアレントトレーニングは、保護者が自分の子どもの行動を冷静に観察して、特徴を理解したり、障害の特性を踏まえたほめ方や叱り方を学び、子どもの問題行動を減少させるもの。トレーナーには、専門知識が要求されます。

ペアレントプログラムとは、ペアレントトレーニングをより簡素化したプログラムで、保護者が子どもの行動を客観的に理解し、前向きに考えることが目的。専門性はペアトレほど高くなく、地域の保育士や保健師などによる実施が可能ということでございます。

3点目、新年度開設を予定されている児童発達支援センターの役割、職員の配置、整備状況等、概要を伺います。

4点目、乳幼児期から青壮年期まで、ライフステージに応じた教育、福祉、医療、就労などの支援を切れ目なく行うことが重要となりますが、今後の取り組みについて伺います。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

お尋ねの1点目、乳幼児における早期の気づき、早期支援のための取り組み状況についてのお尋ねでしたが、まず、本市で行っております母子保健事業につきましては、乳幼児相談や乳児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診、家庭訪問等を実施いたしております。

そういった相談や健診を行う中で、言葉の発達の遅れ、行動に落ち着きがない場合や保護者から発達面で気になるなどの相談を受けた場合には、後日、保健師が家庭訪問を実施し、幼児の発達相談や育児相談を行い、必要に応じて臨床心理士による心理相談を紹介するなど、保護者の不安や子育ての悩みの解消に鋭意努めております。

また、医療機関への受診勧奨や、佐波小学校、華浦小学校で行っております通級指導教室幼児部を案内するとともに、療育機関の紹介も行い、療育のための早期支援に努めてい

るところでもございます。

その他の取り組みといたしましては、小学校への就学を1年後に控えた4・5歳の時期に、保護者から気づきを聞き取り、子どもの発達特性を把握した上で、保護者へ説明を行い、状況を理解していただくことにより、適切な子育て環境を整え、子どもに対しては発達の促進を、保護者に対しては育児不安の解消を促すことを目的として、5歳児発達相談会を開催いたしております。

この相談会への参加者数につきましては、開催当初であります平成24年度の参加者は32人でしたが、平成27年度の参加者は73人と、年々増加している状況でございます。

その相談内容は、子どものこだわりが強い、落ち着きがないなどの発達相談や、しつけやおねしょなどの育児相談、その他にも就学についての相談など、さまざまでございます。

この相談会に参加された皆様への対応につきましては、先ほども述べましたが、通級指導教室幼児部を案内することや、療育機関への受診勧奨、山口県就学相談会へお誘いをするとともに、幼稚園や保育所と連携しながら経過観察を行っております。

また、特別支援教育の地域コーディネーターや教育委員会の特別支援教育推進員が、幼稚園、保育所からの要請に応じて訪問し、個別の教育的支援が必要な幼児についての具体的なかわり方などの指導助言も行っているところでございます。

さらに本市では、6月議会でも御答弁申し上げましたとおり、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するため、平成29年度から、保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設するとともに、9月議会で御承認いただいたとおり、防府市なかよし園を障害児通所支援施設から児童発達支援センターに移行させ、地域支援として相談支援業務をより充実させることとしており、それぞれ連携を図りながら、乳幼児期における早期の気づきや早期支援に取り組むたいと考えているところでございます。

次に、2点目の巡回支援専門員整備事業、ペアレントメンターなどの導入についてのお尋ねでございましたが、これは児童発達支援センターが実施するものでございますので、まず3点目の児童発達支援センターの概要についてお答えをいたします。

9月議会で御承認をいただいたとおり、現在、本市においては、平成29年4月から、防府市なかよし園を児童発達支援センターへ移行することとして準備を進めておりまして、児童発達支援の定員を10名から20名に増やし、職員体制は現在の6名体制から11名体制へ増員いたします。

また、施設の整備状況につきましては、県と協議しながら、児童発達支援センターに求められる設備基準に基づき、適正な設備の確保を図っております。

この防府市なかよし園では、児童発達支援センターとして、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある子どもを対象に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援として、通所による運動療法、音楽療法、言語訓練、摂食指導等の療育を行うこととしております。

また、希望に応じた母子通園など、保護者に対する支援を行うとともに、障害のある子どもを預かる保育所、幼稚園、学校等の施設を訪問し、障害のある児童が障害のない児童との集団生活へ適応できるよう専門的な支援をする保育所等訪問支援を引き続き行うこととしております。

さらに、地域支援として、地域の障害のある子どもやその保護者の相談支援を行うため、山口県の事業である相談支援専門員の講座を受講した職員を配置し、相談支援事業所と連携して、専門的な相談に応じてまいります。

次に、2点目の巡回支援員整備事業、ペアレントメンターなどの導入への所見についてのお尋ねでございますが、まずペアレントメンター、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの導入についてでございますが、防府市なかよし園では、発達障害児（者）の子育て経験のある親が、その経験を生かし、発達障害の診断を受けて間もない子を持つ親などの相談を受け、助言を行い、子の障害に対する理解や障害の受け入れを促す支援をするとともに、専門機関への相談のきっかけづくりや障害に関する情報を提供するペアレントメンターへの活動支援を平成28年度から開始いたしました。

障害者基本法が目指すところの「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ためには、子どもの社会への適応力を高めることが大変重要でございますので、本市では、まずこのペアレントメンターによる支援によって、家族みんなに、障害に対する理解と障害の受け入れを促し、障害のある子どもへの早期の支援に結びつけたいと考えております。

そして、このペアレントメンターの支援によって、御両親が子どもに障害があることを受け入れることができるようになったのち、御両親が子どもの行動そのものを理解するようにすることを目標としたペアレントプログラム、さらに子どもの行動に対する適切な支援、対応方法を家庭でも実践可能とするペアレントトレーニングへの取り組みを進めてまいります。

次に、巡回支援専門員整備事業についてでございますが、この事業は本来、専門員が施設を巡回し、スタッフや保護者に助言するものでございますが、その実施方法として、当面は、発達障害児にかかわる関係機関の職員や保護者の皆様に、専門員が行う各種講習に参加していただく方法がございますので、この方法にかえたいと考えております。

もちろん、議員御紹介の巡回支援専門員整備事業、ペアレントメンター、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングが果たさんとする役割は、今後ますます重要となつてまいりますので、順次その取り組みを強化進展させてまいりたいと考えております。

最後に、お尋ねの4点目、ライフステージに応じた教育、福祉、医療、就労などの支援に関する今後の取り組みについてのお尋ねでしたが、現在、何らかの障害のある方々には、本人、保護者の同意のもと、相談支援事業所の支援員が個別に寄り添い、障害の特性、ライフステージに合わせた個別の支援計画を策定し、障害福祉サービスによる支援を行っているところでございます。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関して、障害当事者や民間有識者等から幅広い意見を反映させるため設置しております防府市地域総合支援協議会に子ども発達支援部会、研修部会、就労支援部会、保護者サークル・団体連絡会という4つの部会を設置し、乳幼児から青壮年期までライフステージに応じて、関係機関及び庁内関係各課と連携し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援しているところでもございます。

さらに、今回の発達障害者支援法の改正によりまして、教育分野の果すべき役割や配慮について規定改正されましたので、より一層、教育分野との連携に努めてまいる必要があると考えているところでございます。ついては、今後、子ども発達支援部会において、教育分野との連携についても、より一層深めてまいりたいと考えております。

なお、私は発達障害児の急増に重大な関心を寄せており、現段階では、私的な啓発活動の域ではございますが、発達障害児がこれ以上増えていかないよう、抜本的取り組みの必要性を折々に訴えて、関係機関への警鐘を鳴らしておりますことも、あわせ申し添えさせていただきます、答弁といたします。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） 御答弁いただきましてありがとうございます。

平成18年に、私はこの発達障害の子どもたちのことをいろいろ案じ、また保護者の皆様の御心痛をたくさん聞いておりました時期でしたので、取り上げをさせていただきました。

5歳児の発達相談についても、そのとき要望をさせていただきましたけれども、その当時は、この事業については一切考えていないと、そういった御回答でございました。必要なのになと思いつつも、なかなか進まない、じくじたる思いがしたわけでございます。

なぜこの5歳児発達相談が必要かということをもた改めて申し上げるわけですが、6歳児、年長児の就学前の健康診断の時期に、発達障害ではというふうに案じたとしても、またわかったとしても、家族にとっても学校側にとっても、十分な支援体制がとりにくい

ということがございます。そういったことから、1年前の5歳児のとき、年中児を対象に、この5歳児発達相談を開いてはどうかと。そういうふうに提案を申し上げたわけでございます。

そういった経緯がございまして今回、改めて御質問をさせていただいたわけですが、5歳児発達相談については、24年からスタートさせておられます。先ほどの御答弁では、24年のときは22名ということで、27年度は73人というふうに増えてきておりますし、こういったこと、数字を見ましても、関係機関、各部署の皆様の大変な御努力、そして御心痛の中で、成果となってきたということは、ほんとに喜ばしいことだろうと思っております。

相談しやすくなった体制ができているということだろうと思っておりますし、関係皆様の周知をしてこられたたまものではないかというふう感じておるところでございます。

しかしながら、先ほど紹介をいたしましたけれども、まだまだどうしていいかわからないで、悩んでいらっしゃるお母さんがいるかもしれない。またおじいちゃん、おばあちゃんがいるかもしれない。そういった現状があるということは、現実だろうと思っております。

今、御答弁の中にありましたように、幼保の連携の中で、保護者の皆様と話し合いながら、臨床心理士による個別相談や、そのことから、専門の医療機関や療育機関への紹介、そして大変御努力をさせていただいております指導教室の先生方の御努力もございまして、支援が繋がっているということは、ほんとにありがたいことだろうと思っております。

また、特別支援教育推進員も具体的ななかかわり方を御助言してくださっているということもございました。皆様方の御努力に感謝し、まだまだ悩んでいらっしゃるお子さん、そして御家族の方々のために、より一層の取り組みをお願いしたいと思っております。

先ほどペアレントメンターのことの御紹介がございました。やはりこういった同じ目線で、同じ経験をした方たちからのアドバイスというのは、大変心強いだらうと思っております。私もそれはわかるような気がいたします。しっかりと、このペアレントメンターの皆様の御活躍に期待をしたいと思っております。それをまた、育んでいかれるこの児童発達支援センターの機能にも、しっかりと期待をしたいというふうに思っております。

このペアレントメンターとトレーニング、そしてプログラムに関しては、国、県の予算もしっかりついてきておる事業でございますので、市としても、しっかりと取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思っております。

きのうでしたか、11月1日から、防府市幸せます子育て応援サイトがあるということで開いてみましたが、たくさんの子育ての情報が、ワンストップで取り出せるようになっておりました。

発達の気になるお子さんに関する相談窓口や5歳児発達相談のことも紹介をしてくださっておりました。大変喜ばしいことだろうと思います。一人で、子どもたちのいろいろな育ちの中で、子育てに悩んでいるお母さんがいるかもしれませんので、この子育て応援サイトのPRにも、しっかり努めていただきたいということもお願いをしておきたいと思えます。

それでは、ちょっと質問を3点ほどさせていただきます。教育面でのサポートということで、教育委員会のほうにお尋ねをいたします。

平成23年には、私は発達障害者への長期的な支援の必要性から、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成の重要性を訴えさせていただきました。今回の支援法の改正によって、個別の教育支援計画、そして個別の指導計画の作成が、より重要になってきたわけでございます。現在どのように取り組んでおられるのか、その辺を教えてくださいと思います。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、個別の指導計画、個別の支援計画はどうなっているかという御質問だったと思います。

現在、市内の小中学校では、特別支援学級の在籍の児童・生徒及び通級指導教室に通級している全児童・生徒につきまして、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、支援を行っております。

また、通常の学級に在籍されている支援を必要とする発達障害の児童・生徒にも、指導の工夫、改善、支援の連続性を考慮いたしまして、両計画を作成するよう各学校に指導しているところでございます。

なお、両計画は、学年が変更した場合、いわゆる次の学年に進級した場合は、新担任に引き継がれまして、スムーズに継続して支援ができるようにしております。

個別の指導計画につきましては、学校の判断で作成することが可能であるため、作成が進んではおりますが、個別の教育支援計画の作成に当たっては、保護者の同意が必要となりますので、それぞれの児童・生徒に必要な教育的支援が継続して行えるよう、保護者の理解を啓発も含めまして、求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） 個別の教育支援計画は保護者の同意が必要ということで、啓発をということでございました。

今、計画が作成されているのは、通教に通っていらっしゃる子どもたちや特別支援学級

の子どもたちということでもございましたけれども、私が求めたいのは、この発達障害の子どもたちにも、この個別の教育支援計画や個別の指導計画が必要ではないかということをお話したいと思っているところです。

私が23年に質問をさせていただいたときに、その質問に当たって、先進地である四国中央市の発達支援センターを視察してまいりました。御紹介をいたしますと、幼児期、小中学校の就学期、そして高校、その後の成人期まで、その当時は、幼児期から三十二、三歳の方までを把握しておられるというところでもございましたけれども、そういった成人期までのライフステージに応じた支援を行っておられました。保護者と保健、そして福祉、教育の各部署や医師会、ハローワーク、そういった各機関との連携のもとで、個別の支援計画を作成して支援をされておられました。計画そのものは一人ひとりのファイルとなっておりまして、加筆、そして修正されながら、連携のための重要なツールにされていたということもございます。

この四国中央市は、9万3,000人からもう少し増えているか減っているか、ちょっと最近の数字はわかりませんが、そういった市でもございますけれども、こういった先ほど市長さんも言われましたけれども、最近多くなってきている、またわかってきている発達障害の人たちをどうやって支援していくかと。そういったところに力を入れておられる市でもございました。

ホームページを見ましたら、来年の春に子ども若者発達支援センターを新築されるということでスタートされているようでございまして、ますますこの発達支援に力を注いでおられるということを見させていただいたところでもございます。

私が一貫して求めたいのは、四国中央市のように、一つのファイル、一つの情報を、管理は大事でございますけれども、幼児期から就学期、就労期へと引きついで支援をつないでいくことが大事なのではないか、そのように思っているところでございます。

いろいろな御事情はあるかとは思いますが、幼・保、そして小・中学校、その後の連携もしっかりととっていただいて、そのためのツールとして、この個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成を今回も求めておきたいと思っております。ぜひともよろしくお願いをいたします。

それから、2点目の質問でございますが、今回の法改正では、権利利益の擁護支援というものの項目がございまして、その中に、差別の解消、いじめ・虐待の防止、成年後見制度が適切に行われ広く利用されるようにすることということが追加されております。市としても取り組んでいくことになるわけですが、この点はどのようにお考えでしょうか。よろしくお願いをいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

発達障害の疑いのある子どもさんを持たれる保護者への情報提供や助言等を、どこで行うのかということによろしいでしょうか。それと、成年後見とあわせてということをございましょうか……。

発達障害と成年後見制度も含めて、情報提供、周知ということだろうというふうに思いますが、このたびの法改正に権利利益を害されることの例事として、発達障害者が、その発達障害のために差別され、いじめ及び虐待を受けること、並びに消費生活における被害を受けることが加えられ、権利利益を害されることがないようにするため、その差別の解消、いじめの防止等、及び虐待の防止等のための対策を推進することとされたところでございます。

本市においては、虐待防止センターや差別解消窓口を障害福祉課内に設置しております。成年後見制度の利用や周知に関しましては、ホームページで周知を図るとともに、相談支援事業所の支援員を通じて御紹介させていただいております。

また、平成27年度には、どなたでも参加できる防府市消費生活講座においても、よくわかる成年後見制度というものを開催いたしております。また、防府市相互支援協議会の部会の一つであります保護者サークル団体連絡会においては、本年度、成年後見制度について研修を実施するとともに、任意後見制度についての市民向けセミナーを開催したところでございます。

本市においても、障害者の方々の権利利益の擁護は重要な問題というふうに考えておりますので、今後も引き続き、権利利益の擁護のために必要な支援、周知、それから研修等を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） 一般的に、成年後見人制度であったり、権利擁護の支援というのは、今も行われていることなわけですけれども、そういったことを含めて御紹介をしていただいたわけですけれども、私が求めたいのは、この発達障害の方たちのことというのを気づいていただきにくいというところがありますので、その辺を福祉の目でしっかりと寄り添っていただいて、支援をする体制をつくっておいていただきたいということでございますので、どうかよろしく願いをいたします。

やはりいろいろな問いに対して、パニックになって自分の思うことが十分発信できないと、そういったこともございますので、そういったことの障害を理解する人が、庁内の中にも増えることを願っております。しっかりと寄り添っていただければと思いますので、

よろしく願いをいたします。

それから、次に、先ほど部長がちょっと言われましたけれども、法改正では、普及啓発の内容として、より多くの方に個々の発達障害の特性を知っていただくことを追加し、その方法として、学校、地域、家庭、そしてここが重要になってくると思うんですが、職域、そういったところなどでもしっかりと普及啓発をしていきなさいよと、法律には定められたわけでございます。

発達障害の理解を広げていくこと、いろいろな情報発信をしていくことが大事ということで、その辺の市の取り組みが、御答弁がまだございましたら、ぜひよろしく願いをいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 発達障害の疑いのある子どもの保護者への情報提供や助言の役割はどこで行うのかというようなことだと思いますが、本市においては、幼児健診、1歳6カ月健診、3歳児健診の機会を通しまして、発達の気になる子どもについての情報提供を行い、保護者への早期の気づきを促しております。

また、先ほど御紹介のありました5歳児発達相談会のために、各幼稚園、保育所を通じて、幼児の保護者全員に子どもの発達に関する問診票を送付いたしまして、発達の気になる子どもの保護者に相談会への参加を呼びかけておるところでございます。

さらに、平成26年度には、リーフレット、「子どもの発達、ちょっと気になることの相談先、こんな困りごと、感じたことはありませんか」というものを作成いたしまして、小学校を通じて平成27年度、28年度の1年生全員にお配りをさせていただいたところでございます。

このリーフレットの配布に当たりましては、小学校で1学期を過ごし、新たな環境で集団生活を行った上での保護者の心配事や発達に関する気づきに対応していただくことを目的として、2学期に配布をさせていただいております。

また、市内の小児科にもリーフレットの配置をしていただきました。今後もリーフレットの配布を継続いたしまして、保護者への早期の気づきを促してまいりたいと考えております。

また、先にちょっと市長のほうから御紹介をさせていただきましたが、健康増進課内に、新年度開設予定の子育て世代包括支援センターにおいて、乳幼児期の早期の気づき、早期支援を行いまして、またあわせて新年度から児童発達支援センターに移行しますなかよし園において、地域支援として相談支援業務をより充実させ、情報提供や助言を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

以前、御相談を受けたわけですがけれども、発達障害かもしれないと悩んでいる1人のお母さんからの御相談と、そのお母さんから見るとおしゅうと、おしゅうとめさんからの御相談も違う日にお受けしたことがございます。

お母さんはお母さんで大変悩んでいらっしゃるし、おじいちゃん、おばあちゃんとしても大変お孫さんのことを心配されて、どういうことだろうかと、どうしたらいいんだろうかと、そういったほんとに心痛めていらっしゃる双方のお話を聞いたことがございます。

そういったことを考えると、お父さん、お母さんにとっても、おじいちゃん、おばあちゃんにとっても、こういうことなんだということが心にすんと入れば、子どもたちをめぐっていろいろな不信や不安を募らせるのではなくって、こうすればよかったんだ、ああすればよかったんだということで、安心の輪が広がるし、子どももその温かい愛情の中で育っていくのではないかということを感じたわけでございます。

そういった意味で、学校や地域や家庭、そして職場などでより多くの方が発達障害ということに心を開いて、見守っていただける地域、社会であっていただきたいなということ強く願っているところでございます。

発達障害だけではありませんけれども、どんな人でも、誰でも一人ひとり居場所があるという安心感、認められているという安心感が大切でございます。一番身近な家族の早期の気づき、理解、そしてその対応、家族の覚悟も必要になります。その覚悟を支える地域や社会の理解や支援がぜひとも必要であるということを最後に申し上げて、この項の質問は終わりたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

それから、2項目めでございます。学校のトイレの改修について質問をいたします。

文部科学省は、平成28年、本年4月に、公立小学校施設におけるトイレの状況について調査を実施し、この11月に公表いたしました。調査項目は、児童・生徒が日常的に使用する校舎、体育館、屋外等のトイレの洋便器、和便器の状況であり、今後のトイレ整備に対する学校設置の方針を問うものでございました。

公表によりますと、全便器数は約140万個であり、そのうち洋便器数は約61万個で、43.3%、和便器数は約79万個で56.7%という公表でございます。山口県の洋便器数は26.7%で、全国最下位という結果が出たわけでございます。

学校施設のバリアフリー化は、教育環境の向上のみならず、地域の皆様の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮することや災害時の応急避難場所となることを考

慮して行われなければなりません。特に、トイレの洋式化は、多くの人に待たれている重要な事業の一つではないでしょうか。

そこで質問をいたします。市内小中学校トイレ洋式化の現状と今後の取り組みを伺います。取り組みについては、学校トイレ改修についてどのような方針のもとで、どのような順番で整備していかれているのかもお示しをしてください。

校舎内トイレ、体育館トイレについては、洋式化も進んでいるように聞いておりますが、屋外トイレについては大変古いトイレも多く、今後の改修整備が必要ではないかと思っております。その点についても御所見を伺います。どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 学校トイレの改修についてお答えいたします。

まず、1点目のトイレの洋式化についてでございますが、市では、平成18年度に公共施設にトイレを設置する場合は、洋式便器の割合を2分の1以上にするとの基準を設けております。

また、市教育委員会におきましては、災害時に避難場所となる屋内運動場、次に校舎内、その次に屋外トイレの順で、学校施設のトイレ洋式化に取り組んでおりまして、平成15年度以降に実施しました屋内運動場や校舎等の改築の際には、洋式便器の数を全体の半数としております。

その後、平成22年度には、市の基準を踏まえながら、平成32年度までに全ての棟、全ての階に、男女1基ずつ洋式便器を整備するという目標を定め、既設校舎等の洋式化にも取り組んでまいりました。

平成27年度以降に実施しました校舎の改築工事では、その7割以上を洋式便器としておりますが、学校施設のトイレの数は多く、平成28年度末における洋式化率の見込みは、屋内運動場にあつては小学校で53.5%、中学校で52.9%、校舎にあつては小学校で25.2%、中学校で25.8%にとどまっている状況でございます。

なお、既設校舎等のトイレの洋式化につきましては、校舎を改築する場合とは異なり、スペースや便器数の確保、給排水設備の変更、工事期間の確保など、さまざまな条件の中で改修となります。

現在、限られた財源の中で、喫緊の課題である耐震化事業を優先的に取り組んでおりますが、今後、既設校舎等のトイレの洋式化についても、計画的に進めてまいります。

次に、2点目の屋外トイレの改修整備についてでございますが、屋外トイレは、学校施設で児童が使用するだけでなく、地域の運動会や各種スポーツ大会等で多くの地域住民の皆様が使用されることから、安心して利用できることが必要だと認識しております。

今年度は、玉祖小学校の屋外トイレを水洗化し、洋式便器の設置を実施したところでございます。しかしながら、屋外トイレは老朽化したものも多く、中には、いまだ水洗化されていないトイレもあります。

これらの屋外トイレの整備につきましては、これまで公共下水道の整備にあわせて、水洗化等の改修に取り組んでまいりましたが、今後も、引き続き水洗化及び洋式化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） 種々、数字をもって御紹介もしていただきました。

平成18年の計画の中に洋式化、2分の1以上という目標を立て、平成32年、全ての棟、階に洋式トイレをとということでございました。

私も以前、屋内運動場、体育館に洋式トイレがなかったために、運動会に来ておられた保護者の方が、障害者の方でしたけれども、トイレをするためにうちに帰られて、子どもの晴れ姿を見ることができなかつた。そういったことを聞きまして、体育館には、ぜひ洋式トイレが必要ではないかと訴えさせていただいたことがございます。そういったことから、私もこのトイレのことが気になって仕方がない時期に、また入ってきているということでございます。

体育館、屋内運動場の数値を見ますと、50%は超えておりますけれども、校舎にいたっては、まだ25%台ということで、全国、県内の平均値よりも下がっているという状況で、ほんとにこれから進めていかななくてはならない事業だろうと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

最初に、ちょっと再質問をさせていただきますけれども、右田小学校は新校舎になりました。私も校舎の見学会に参加させていただいて、気になるトイレもしっかり見させていただきました。

また、今、西浦小学校も改築中ということで、新しいトイレがどんなふうになってるのかなど、気になっているところがございますけれども、どのようなトイレが設置されているのか、ここでお聞かせいただければと思います。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えします。

先ほどの答弁でもいたしました。洋式便器の割合は7割以上であるということ、それから先ほど御紹介しました体育館等のトイレに、車椅子の入る多目的トイレのようなものをつくっておりますが、校舎内にもそういったものを複数設置しております。

また、このほか床の構造を従来の水を流せるスタイル、いわゆるタイル仕上げという

んですか、そういう形から拭き掃除に対応できる乾式、塩ビシートというものを敷いておりまして、衛生面に配慮しています。

あとは、省エネ対応のLED照明、それから人感センサーによる点灯消灯ということで、電気の無駄遣いに注意しております。

それから、あとはバリアフリーはもちろんでございますが、トイレの表示等もユニバーサルデザインというふうに配慮しております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

私も、右田小学校のトイレも見させていただきましたけれども、ほんとに広くて、きれいで明るいトイレであったと思っております。西浦小学校も、ぜひ拝見させていただきたいというふうに思っておりますが、こういったトイレができることで、子どもたちの笑顔も増えるのではないかと。先生方も御安心されるのではないかと。また、先ほどから御紹介されてるように、地域の皆様にとっても大変使いやすい学校のトイレになるのではないかと。思っておりますので、今後はこういった新校舎になるたびに、きれいになってはいきますけれども、それまでの洋式トイレ化というのは、進めていく必要は、ぜひあるのではないかと。いうふうにも思っております。

今、御紹介がありましたように右田小学校は、乾式の清掃の手法をとられるように、床が変わってきているということでもございました。最近では、清掃方式を湿式から乾式へ転換する学校が、全国的にも増えているようでございます。ぬれたままの状態では菌が繁殖し、増殖しやすいことがわかってきておりますし、それがにおいのもとにもなるということでもございます。段差がなくなって、バリアフリー化にもなりますし、工期も短縮される。そういった利点があるのが、この乾式の清掃方式だということでもございます。

こういった意味からも、次から次へと新校舎が建つわけではございませんけれども、そういった新しい手法をしっかりと研究していただいて、洋式化をぜひ、またバリアフリー化を進めていただきたいというふうにも思っております。

洋式化というのは、和式より広さが必要になるので、既存の校舎では全部洋式化というのは、無理というのが一般的な見解だろうと思っております。私もいろいろ、何かいい方法はないものだろうか、と、いろいろホームページからですけれども、調べてみますと、学校のトイレ研究会というホームページがございまして、そこで紹介されていたことをちょっと御紹介をさせていただきます。

さまざま素晴らしいお取り組みがされている小・中学校のトイレが、たくさん紹介され

ているわけですが、狭いトイレ、狭いところでもどうにかならないかということでの成功例として、埼玉県杉戸町立の中学校なんですけれども、曲面のドアを採用することで、円周上をドアがスライドするために、ドアを開いた後もブース内の空間も広々としていて、人の出入りも非常に楽ということで、大変好評だということでした。

トイレというものは、ほんとに待たなしのいろいろな状況の中で必要なものなわけですが、こういった狭いところでも、いろいろ工夫すれば、洋式化にはできるんだなということを知ったわけです。

なかなか難しいかもしれませんが、先ほどの乾式の清掃の件やこういった曲面のドアを採用することであるとか、そういったことをしっかりと研究をしていただければというふうにも思っているところでございます。どうかよろしく願いをいたします。

2点目でございますけれども、車椅子で使えるトイレが設置してある学校は、どのくらいあるのでしょうか。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えします。

まず、屋内運動場に車椅子等そのまま入れる、いわゆる多目的トイレが設置してある学校ですが、小学校4校に4カ所、中学校も4校に4カ所、計8カ所ございます。

それから校舎でございますが、校舎内にこういったトイレがある学校ですが、小学校は5校で12カ所、中学校はまだ1校なんです、5カ所設けております。

以上です。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） こういったバリアフリー化ということを何度も申し上げているわけですが、車椅子でも使えるトイレが全校に配置されるように望んでおきたいと思っております。

それから、校舎内のトイレの洋式化の次は、屋外トイレの改修も必要だろうということは御紹介させていただきました。水洗化もまだのところがあるということでございますので、まずはそこからだろうとは思いますが、運動会やスポーツ大会、また地域の行事、スポーツをしている子どもたちの重要なトイレにもなりますので、そういった意味では、屋外トイレの改修もぜひ計画の中にしっかりと入れていただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

地域の避難所となる学校施設に必要な機能の中に、トイレは欠かせないことは何度も申し上げました。9月議会においては、断水などを想定して、マンホールトイレや簡易トイレの設置を提案させていただいております。地域に開かれた学校施設、地域の中心的な拠

点となる学校施設という点からも、まずは子どもたちや、そして職員の方々のためではあるかもしれませんが、しっかりとバリアフリー化を進めていただきたいということを重ねてお願いをしておきます。

岡山市は、みんなのすこやかトイレ整備事業という取り組みを始めておられます。子どもたちがトイレ改修を体験することで、積極性を身につけ、優しい心を育ててほしいという願いからということでございました。

いよいよ私も4期目をスタートさせていただいたわけですが、このトイレのシリーズはしばらく続けさせていただきたいと思っておりますので、どうか教育委員会の皆様、執行部の皆様、ぜひぜひよろしくをお願いをしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、20番、高砂議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、22番、三原議員。

〔22番 三原 昭治君 登壇〕

○22番（三原 昭治君） 会派「絆」の三原です。通告に従いまして、防府市消防団の団員確保と消防団員の報酬、費用弁償の支給取り扱いの変更について質問いたします。

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。平成25年には、消防団を中核にして地域の防災力を高めていこうという消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立しました。消防団の活動に着目した法律がつくられるのは初めてのことで、条文には、消防団は地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在だと記されています。

消防団は火災時の消火活動をはじめ各種災害時での活動、また行方不明者の捜索、祭りや催し物の警戒、防火・防災の啓発活動など、その活動は多岐にわたり、地域で動員が必要なさまざまな場面で、なくてはならない存在になっています。

防府市においては、7年前の平成21年7月21日に発生しました豪雨災害において、不眠不休の献身的な活動は市民の脳裏にはっきりと今も残っていることだと思います。また、2011年、平成23年の3月11日に発生しました東日本大震災では、大津波が押し寄せる中で自分たちの生まれた故郷を守るため、命を張り、災害の最前線に飛び込んでいった消防団員の勇気ある行動は決して忘れることはできません。

さて、そこで質問いたしますが、消防団は地域の消防防災体制の要として重要視されていますが、近年、全国的に消防団員の減少が深刻な問題となっています。このことにつきまして、ことし3月の定例議会の一般質問で私は質問させていただき、答弁では、防府市

においては平成28年度における団員数はほぼ充足しているとのことですが、少子高齢化の発展や社会環境の大きな変化などから、今後、不足が懸念されています。その対策と対応はどのように取り組んでおられるのかお尋ねをいたします。

2点目は、消防団員はそれぞれが仕事を持つ傍らで平時・非常時を問わず、その地域に密着した活動を通し、市民の生命と財産を守るという重要な役割を担っておられます。その対価として、防府市からわずかながらの報酬や費用弁償等が支給されています。この支給取り扱いが新年度から変更されるとのことですが、その変更内容と理由をお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。（発言する者あり）市長、お願いします。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 消防団の団員確保につきましては、全国的には少子高齢化の進展等の社会経済情勢の変化などにより、地域の担い手を十分に確保することが困難な状況となっております。しかしながら、当市消防団におきましては、平成28年4月における団員数は条例定数408人に対しまして405人でありまして、充足率は99.3%という高い水準であり、県内でも長門市に次いで2番目の充足率でございます。

過去5年間における防府市消防団の団員数につきましては、お手元の数値資料にありますとおり、最低でも充足率が96%であり、年齢別及び退団者と入団者の推移についても入団者のうち30歳代以下の占める割合が多く、全体的には若返りが図られている結果となっております。

このように、高い水準を維持できています要因といたしましては、地域別13カ所に分かれております各分団の分団長をはじめとする分団員が、常日ごろから催し物や地区の行事などに積極的に参加され、地域に密着した消防団活動を行っていることにより、地域住民との理解や信頼を得ているものであり、団員の不足が生じた場合にもすぐに入団希望者があらわれるということにつながっているのではないかと考えております。

とはいえますものの、今の段階から将来に向けた消防団員減少対策として、積極的な団員の確保策を講じていきたいと考えております。

本年11月13日に開催いたしました市制施行80周年記念消防フェアにおきましては、消防団員のPRブースを設けまして、加入促進や活動内容紹介などのパネルを展示、女性消防団員による非常食の配布等、消防団のアピールを行い、市民の皆様に発信を行いました。

これからもこのようなイベント等に積極的に参加し、発信を継続することにより、団員

の充足率については高水準を維持し、消防団員減少にならないようにすることで、さらなる地域消防力の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

消防団の入団要件としましては、平成27年度の採用から防府市消防団員の定員及び任免等に関する条例を改正し、入団要件に、居住地に加え、勤務地、通学地を含めたものに変更しておりますことで、幅広い層の住民が入団できる環境を整備したものでございます。

また、消防団員の採用時期についてでございますが、防府市消防団員の任用に関する要綱を改正いたしまして、本年10月から随時採用できるようにいたしましたので、定数に空きが生じた場合で希望者があれば、すぐに採用できるようになりましたことを御報告させていただきます。ちなみに、来年2月に2人の採用が予定されております。

続きまして、女性消防団員についてでございますが、現在、防府市消防団に在籍しております女性消防団員は18人であり、団本部に3人、各分団に15人で、各種災害等の防衛・警戒に当たっているものでございますが、女性活躍推進の観点からも、女性がその特性をさらに発揮できる部署での活用を考え、災害時に避難所運営での活動ができるよう、本年、富海地区で実施されました防府市総合防災訓練では、炊き出し訓練に参加し、地域住民と連携し、非常食の配布等を行うなど、積極的な訓練を行っております。

今後も避難所へ女性団員を配置する等の配慮を行い、防災におきましても女性の力を十分に発揮した起用をしていきたいと考えております。

女性のみならず、男性の団員につきましても、多種多様化しております災害に即応できるよう、こうした訓練の際には消防署や地域の自主防災組織と連携した訓練を実施するとともに、日曜日等団員が集合しやすい日を利用して、消防署におきまして、災害を想定した実動訓練を年に6回実施できるよう費用弁償の予算配分をし、本年は既に数回ずつ実施しております。

次に、機能別消防団についてですが、基本団員によって地域に必要な団員を確保することが難しい消防団が全国的に増加している中で、地域住民が参加しやすい環境をつくるために考えられている組織、制度でありまして、地域実態に合ったものを選択することとされております。現在、山口県内でこの制度を導入しておりますのは、長門市と美祢市の2市でございます。

この制度につきましても、基本的な消防団制度を維持した上で、補完的な制度として採用することとされており、この制度を採用する際には、消防団員の根幹を担う基本団員の士気・活動意欲の保持、団員のチームワーク維持に十分配慮するよう通知もありますことから、現在は県内の他市の状況も踏まえながら、検討を重ねているところでありまして、他市の例によりますと、消防団OBや学生等を活用されておりますが、本市におきまして

は必要な部門で活動できる組織とするべく、調査・研究を行っております。

最後に、消防団応援事業についてでございますが、消防団員が消防団活動を行うことに対するメリットを感じてもらえるような取り組みとして、また、その御家族にも地域全体から応援、感謝されていることが感じられ、誇りを持ってもらえることから、有効な取り組みであると感じております。

以前、県内では山口県消防協会が消防団員支援優遇制度として、平成17年度から平成22年度までにかけて県内の旅館組合と提携した施設利用料金の割引制度を実施しておりましたが、受け入れ施設数が伸びず、利用実績も低調であり、事務の煩雑化も伴い、事業は中止したと聞いております。

なお、全国的には同様の制度を実施されている自治体も増加していることから、全国的なシステムとする方向で検討が進められ、本年3月に「全国消防団応援の店」として全国展開を推進していくこととなりました。

導入効果として、消防団員の福祉向上はもとより、消防団員の全国的な連帯感の高まりなど、いろいろな面で一層大きな意味を持つことになると期待されておりますことから、本市におきましても他市の状況を参考にしながら、独自の方法について模索、検討していきますとともに、関係機関と連携し、全国展開の推進協力をしていきたいと考えております。

次に、報酬や費用弁償の支給の取り扱いが新年度から変更されること理由についてのお尋ねでございました。消防団の報酬及び費用弁償の支給方法につきましては、費用弁償及び報酬のうち月額のものについては変更ありませんが、年報酬について変更するものでございます。

本来、報酬は雇用関係にない人が仕事を受けてもらうことに対し、役務の対価として支払われるものであり、本人に直接支払うことが適当ですが、本市消防団からの希望もありまして、団本部と13分団の計14に分け、現金支給により、各団員から支出調書に受領印をいただいております。しかしながら、年報酬は一度に1,400万円近い金額を現金で支給することから、全団員への支給が完了するまでの間は、消防本部内において多額の現金を保管しておく必要があります。また、あわせて市指定金融機関から消防本部までの現金の輸送は消防職員のみで行っておりますことから、セキュリティー上問題があり、市会計課から個人の口座に振り込むよう指導を受けております。

このことから、本市の年報酬の支給方法につきまして、団員本人の申し出により、団員が指定する口座へ振り込むことができるよう変更するものでございます。

以上、私から答弁をさせていただきました。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。打ち合わせがちょっとまずかったのかなと思いますけど、再質問するべきところでまず先に答弁がございましたけど、少しずつ詰めていきたいと思います。

先ほど団員の状況について、お示しの資料にありますようにというお話で、23年度について御説明をいただきましたが、私自身が理解している、わかっているだけでありまして、ここにいらっしゃる方にもきちんとその内容がわかるように、この近年の団員数等につきましても御説明をいただきたいと思います。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 近年の消防団員の数につきまして御説明をいたします。

平成24年度につきましては、現在、消防団員のまず定数につきましては408名でございます。平成24年度につきましては398名、パーセンテージで97.55%となります。平成25年度が392名、96.08%。平成26年度が394名、96.57%。平成27年度につきましては399名で97.79%。ことし平成28年度につきましては405名という数字で99.26%ということで、先ほど市長のほうの御答弁もございましたけど、県内のほうでも高い数字、96%以上はキープしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） ありがとうございます。それでは、先ほど年齢のことも少し触れられておりましたが、この年齢についても少し詳しく教えていただきたいと思いません。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 御質問の年齢分布につきまして御説明をいたします。

まず、一番上の団長、副団長が65歳以上で3名ということになります。それからその次の階級になります分団長、副分団長につきましては45歳から49歳が1名、50歳から54歳が3名、55歳から59歳が7名、それから60歳から64歳までが16名、65歳以上の方が1名いらっしゃいます。

またその下の階級になります部長につきましては、30歳から34歳が1名、35歳から39歳も1名、それから40歳から44歳の間では9名、45歳から49歳で8名、それから50歳から54歳が18名、55歳から59歳が17名、60歳から64歳が10名、65歳以上が3名の方がいらっしゃいます。

続きまして、その下の階級になります班長という階級がございますが、ここでは30歳から34歳で4名、35歳から39歳で15名、40歳から44歳で17名、45歳から49歳で22名、次の50歳から54歳で11名、55歳から59歳で6名、60歳から64歳までの間で5名、そして65歳以上の方が2名いらっしゃいます。

一番下の団員の階級につきましては、20歳未満の方が2名、20歳から24歳の方が6名、25歳から29歳の方が12名、30歳から34歳の方が37名、35歳から39歳の方が64名、40歳から44歳の方が52名、45歳から49歳の方が35名、それから50歳から54歳の方が14名、55歳から59歳の方が1名、60歳から64歳の方が1名、そして最後に65歳以上の方が1名、こういう構成になっております。以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） ごめんなさいね、詳しくありがとうございました。合計的に、それと構成比をちょっと教えていただきたいと思うんです。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） それでは、構成比について御説明いたします。

今の数をまとめまして、まず20歳未満で団員の方がお二人、全体の構成比から言いますと、0.4%。次の20歳から24歳の中で団員さんが6名いらっしゃいます。全体の構成比で1.5%。次が25歳から29歳、これも団員の方なんですけど、3%。（「何名ですか」と呼ぶ者あり）25歳から29歳ですね、12名の方です。済みません、12名の方で3%構成されております。

続きまして、今度は30歳から34歳の間で部長さんがお一人、班長さんが4名、団員の方が37名、合計42名で、構成比としては10.3%となっております。

続きまして、35歳から39歳ですが、部長さんがお一人（「合計でいいですよ」と呼ぶ者あり）合計でいいですか、はい。35歳から39歳が80名で、19.8%でございます。それから40歳から44歳が78人で、19.3%。それから45歳から49歳が66名で、16.3%。次に、50歳から54歳で46名で、11.3%。55歳から59歳で31人で、7.7%。60歳から64歳の間で合計32名で、7.9%。65歳以上の方が10名で2.5%という構成になっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 私がもらった資料と数字が異なっておりました。私、28年12月1日にということの日付でもらってるんですけど、数字が違っておりました。私が

もらった部分では、年齢で20歳未満が1人ということになってまして、それはいいんですけど、これが2人、比率が0.4%、20歳から24歳が6人で1.5%、これは結構増えていらっしゃる、これも私のもらった資料よりは低い。それと25歳と29歳が12人で3%と。この全体の比率から言うと、私は、先ほど若返りがされているということの答弁でございましたが、そんなに若返りがされてるとは思いません。逆に45歳以上の団員が、これ私がもらった資料とちょっと違いますけど増えております。それでいきますと、私が以前もらった資料では全体の44%を占めてました、45歳以上が。ということで、少子高齢化を私はここで感じました。

今、御説明いただきました、これ私が今感じただけであって、これはどのように分析をされているのか。また、これは今言われました28年度の数値でありまして、27年度以降、もしあれば、近年の状況の推移を少し教えていただきたいと思いますが。今のとこだけでいいですよ。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） お答えいたします。

まず、過去の資料につきましてはちょっと手持ちの資料がございません。それと、数値が間違っていたことにつきましては、ちょっと事務上の行き違いがあったと思ひまして、これで御容赦願いたいと思ひます。

それと、解析のほうですが、私どもからしますと昔やはりどうしても消防団の方というのは年配の方が多いということで、昨今、若い方の入団が少ないということで、入団される方というのが、基本的にはある程度社会的にも仕事にも慣れられて、落ち着かれた30歳代の方がどうしても昨今は多うございます。中でもやっぱり20歳代の若い方をうちとしても入れたいというのが現状ではございますけれども、実際応募が少ないということで、そういう意味でいろんな方面でそういうふうな、先ほど言いましたようにPRの場を設けまして、若い方の加入、消防団になっていただけるような一応動きはしておりますが、実態としては数字が若干ちょっと違っているところでございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） それで、先ほど27年度から、防府市への勤務者、在学者も対象としているということで、今、他市からの勤務者、在学者はどのぐらいの数いらっしゃいますか。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） お答えいたします。

現在のところ、いろいろと受け持ち区域外で居住されている方、消防団員の方は全体で

40人ほどいらっしゃいます。その内訳としましては、隣接分団、要するにすぐもう隣が自分が所属している分団というところにそのうちの29名、それ以外の方で11名という形になっております。その11名の中の内訳といたしましては、やはり勤務地の関係であるとか、それから御実家が別にあるということでそちらのほうにいらっしゃるとか、いろいろさまざまな理由もありまして、例えば入団後また転居されたとか。せっかく管轄分団にいらしたんですけれど、その後転居をされたという方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 濟いませぬ、もう一度ちょっと言っていたきたい。私が聞いたのは、市外からの方というのが11人ということでいいんですか。市外からの方が。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 濟みませぬ、今申しましたのはあくまでも受け持ち区域外の居住の団員さんのことでございます。（「市外からは何人ですか」と呼ぶ者あり）

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 濟みませぬ、市外からの人数については資料をちょっと持ち合わせがございません。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） これもちょっと打ち合わせでしとったんですけど。それと先ほど、だから市外も含め、居住地以外も含め40人という理解でいいですか。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 一応、所属分団以外の地での居住地ということになりますので、そうなります。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 私、これ機能的に、本当に機能が果たせるのかなど。例えば市内で居住地が大道の方が富海の分団に入っている、例えば生まれたところが富海であるとか、例えば富海の方が西浦に入っていると。いざ出動というとき、これは出動が可能ですか。どうでしょう。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 確かに本来の管轄区域でないと出動がおくれるということは考えられます。しかしながら、一時的にまず出動されるというのが、例えば勤務時間、通常のウィークデーの勤務時間中であるとか、それから例えば夜であっても要するに夜間勤務をされている方だとか、全員が、40人なら40人の分団員さんがいらっしゃる分団の

方が、全員一遍に、40人が集まってくるということが、まず基本的にあまりないんで、必ず勤務の都合でどうしても抜けられないからということで、消防団活動に出られない方もいらっしゃるし、諸事情があつて出られないという方もいらっしゃいます。

分団が出動する場合にはどうしても自家用車で現場に行くということはあるまいございませんので、あくまでも消防車5名、6名程度乗車してまず現場へ行くと、初動としては行くということになりますので、最初の、初動の段階では、出動できる団員さんが直ちに現場へ赴くと。

その後、時間差はいろいろありましようが、現場にまた自分の車で行かれるという方も出てくるとは思っておりますので、防府市内、要するに管轄から離れた距離に居住されている方でも分団活動はできるのではないかと解釈しております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 全員がその37人、40人という方が私は出動できるなんて思っておりません。それぞれ皆さん仕事を持っているということで、それぞれの事情があると思いますけど、できる限り、やはり機能を100%というか、近い、発揮できるためには、先ほど申しましたように富海の方が大道の分団に入ったり、大道の分団の方が富海に入ったりするということは、大変これは、行ってもはあ消火が済んでるとか、そういう状況になってくると思っています。こういう確保の仕方でも充足率が99%というのは、私はいかがかなと思っておりますので、十分こういう点も今から検討し、やはりちゃんと機能が果たせた中の充足率ということを考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 議員がおっしゃるのがもっともだと私も思っております。本来はその所轄、それぞれ管轄する分団に分団員が全員居住しておるのが最速の出動にもつながると考えておりますので、今後、それにつきましては基本的には分団の中でということも将来的には検討していきたいと思っております。

あわせて、先ほど他市からの団員さんの数でございますが、今現在はおりません。ゼロということで。（「市外」と呼ぶ者あり）市外はゼロということで、よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 市外がいらっしゃらないということは40人居住地以外ということですか。ということでいいの、解釈。（「そうです。はい」と呼ぶ者あり）いいですね、はい、わかりました。

それで、先ほど、消防団確保のためにいろいろな手法があると思いますが、防府市の場合にはどのような方法で募集等がされているのか教えてください。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 先ほども市長の御答弁にありましたように、今までのやり方を変えたというか、今までは市広報等で年2回ほど募集をかけて、その中で面接等を行って募集をしておりましたが、どうしても待機時間があるということで、団員になりたいというお気持ちを持たれた方の気持ちも萎えないうちに早目ということで、できれば即戦力にもなっていただきたい、少しでも人数を確保したいという観点から、本年10月から随時採用できる形と変えました。先ほどありましたように、空きがあればすぐ消防団員になっていただくという形をとっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 私の質問の仕方が悪かったかなと思いますけど、随時採用について、私は3月に、こういう採用をしたらどうかということで、取り入れてもらってありがとうございます。私が言いたかったのは、随時採用はいいんですけど、例えば山口市なんかコミュニティバスのボディー、見られたことがありますか。一面にもう消防団募集と、大きな字で書かれ、またそのほかにもいろいろ山口市では消防団募集の手法をとっていますということでございます。ぜひ防府市も積極的な募集をやっていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 今、議員御案内のとおり、山口市消防団におきましてはラッピングバスというのを確かに走らせております。これにつきましては、平成24年度から団員募集のラッピングをしまして運行しております。これにつきましては、同じ経路ではなく毎回経路を変えて、要するになるべく市民の方に目をとめていただきたいということで、バスは1台なんですけれど、それで市内を回っているということでございます。

ほかには、下関市消防団さんのほうでは、見た議員さんもいらっしゃるかもしれませんが、テレビのスポットで消防団員募集の commercials をやっております。これにつきましては、国のほうの事業で採択されたものでございます。

いろいろな方法があると思います。防府市としましては先ほど言いましたように、いろんな公の場で、消防団員のことにつきまして皆さんに広く知ってもらおうと。その中には小学生、中学生、高校生と若い方もいらっしゃいますので、そういうPRを続けていくことが大事かと思っておりますので、今後もさらに強力で推し進めていきたいと思っております。

す。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） よろしく申し上げます。それと、先ほど答弁の中で、これは再質する予定だったのが答弁の中で出てきたんですけど、機能別団員、機能別分団ということももう取り入れていくべきじゃないかと私は思っております。これ事例を上げますと、松山市、ここなんか大変早く取り入れて、これはたしか消防庁のほうに通達があったと思います、この件については。地域住民、雇用者、被雇用者、女性が参加しやすい消防团组织、制度の多様化を提言しているという中で、松山市の事例を上げますと、松山市は平成13年です、13年ね。もう11年前に郵便局の職員を対象にした郵政消防団員、通称ファイヤースポットマン。さらにその翌年18年には大学生の消防団員、大学生防災サポーター。そして同じく18年には事業所の消防団ということで、ネッツトヨタ瀬戸内チームというのをもう導入して活動しております。

私が思うのには、今は充足率——まあ十分な充足率かどうかというの、私は先ほどの40名という部分で少し疑問も感じております。しかし、不足してから追っかけるというのはもう時代おくれです。先手先手でやはり対応していく、今少子高齢化の中で必ず不足は、私は防府市も発生してくるということももう確実だと思っております。ぜひ今言った機能別消防団、消防団員という確保について、積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 私も、機能別消防団は有用ではないかと、同じ考えでございます。実際のところ、3月議会でも、私も、先ほど言われましたように松山の事例もちょっと御紹介をいたしました。その都市都市によって、要するに市町によってどのような機能的な消防団、消防団員が必要かということもちょっと調査・研究する必要があります。手っ取り早い方法としては、例えば消防団の消防職団員のOBの方を採用するとか——これにつきましては下関市さんとか、先ほど例も出しましたが、長門市さんと美祢市さんはやっておられますが、こういうふうなのがまず一番手っ取り早い方法ではないかと思っておりますが、このほかにもいろいろと特殊な、前も御紹介いたしましたけれど、大型の重機が取り扱えるという方でもございましたら、大きな土砂災害等のときにはそういうふうなあれで役に立っていただけるとか、それから大規模な林野火災なんかが発生した場合に、やっぱり林野に従事される方がいらっしゃるとその辺の効率的な消火方法につながってくるんじゃないかとか、方策としてはいろんな仕事を生かされた、機能として生かされる団

員ができるんじゃないかと私も考えておりますけど、その辺につきましては調査・研究をこれからも進めまして考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 今、最後に、これからも調査・研究って、もう調査・研究しなくてもそれだけわかっていらっしゃれば、これは実行に移す段階ではないかと私は思っておりますので、調査・研究はあんまり長くやらないで、災害はいつ何時やってくるかわかりませんので、これからはもう調査・研究は終えた段階だと、私は今の御答弁を聞きまして思っておりますので、ぜひ実行に向けて進んでいっていただきたいと思います。

次に、これも当初の答弁の中で、私は前回もこれを訴えたんですけど、消防団の応援事業ということです。これは消防団員確保策で有効的な取り組みとして、全国各地で、地域で消防団員とその家族を支えようということで、広く展開が始まっております。

この事業はもう御存じだと思いますけど、例えば地元の商工会議所などと連携し、民間の飲食店や商店、理容店など多様な業種に協力を呼びかけ、応援団の店として登録していただく。そして消防団員の利用に対して割引などのサービスをするというものでございます。これは消防団員だけではなく、消防団の家族の方も対象にしております。

例えば飲食店では飲み物が1杯サービスされたり、小売店では特別割引で買い物をすることができるなど、各種の優遇サービスを提供することで感謝と尊敬を持ち、消防団を支えようというものです。この事業を利用した団員から、消防団員であることでサービスが受けられたと、家族が感謝してくれたという大変嬉しい好評を受けているということも聞いております。そして実施した自治体も好評であるということも言っております。

実は今読み上げたことは、私は3月の定例議会で読み上げたものと全く同様のものがございます。なぜこの同様のものを取り上げたかと言いますと、そのときの市長さんの答弁は、ぜひこの事業に取り組んでいただきたいと私は要望しましたが、市長さんの答弁は消防の活動は皆さんが認識されているという答弁でございました。その後、私もそのときは理解できなかったんですけど、私は事業の実施を求めたのに消防の活動は皆さんは認識されていると。その後、消防団の方の何人かと、私いろいろ仲間がいますので話をすると、どうも意味がわからんということで、事業について取り組んでくれるのか取り組んでくれないのかはっきり聞いてほしいという要望がございました。そこで再度お尋ねしますが、その後、検討なり調査なり研究なりされましたか。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） これにつきましては、東京にございます公益財団法人日本消

防協会が中心となりまして全国展開するというところで、いろいろと山口県の消防協会のほうでも話が出ております。協会のほうにおきましてもいろいろと協議をされているということで、現在県内では下関市のほうに消防団応援の店というのがございまして、下関の事例を挙げますと、毎年4月に発行している前年度の消防団の活動をまとめた消防団のカラー広報紙、こちらに切り取りのクーポン券がついておりまして、道の駅の特牛ではファイルがもらえたり、豊田では温泉入浴料が無料になったりとか、制服卸業者の店では割引があったり、梨園の割引、それから団員が働いているスポーツクラブの利用料金の割引等で、下関のほうでは一応これで対応しているということなんで、県内のこういう事案を参考にしながら、協会のほうとしても他市も積極的に進めてくれということで会議では話が出ております。

本市のほうでもいろいろと考えてはおるんですけど、やはりまず協力していただけるお店がどういうものがあるかどうかというのをちょっと確認作業中ではございまして、一応3月の御答弁等は、あんまり進んでないかもしれませんが、本市の消防本部としまして一応前に進んでいこうということで、またこれも同じ回答になりますけれど、現在、調査・研究しておるところでございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 私も同じ答弁になると思いますが、もう下関で、近場でそういうことをされているというのをもう調査・研究されているんですから、よろしく願いしたいんですが。

先ほど、ことし3月に日本消防協会を通じて、山口県消防協会のほうで全国の消防応援団の店という展開を進めてほしいという要請があったということではありますが、たしか以前県のほうがやりましたよね。それはどのようにになりましたか。県がやっている、同じ事業やってたと思うんですけど。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 先ほど市長の答弁にもありましたように、県内では県の消防協会のほうが平成17年度から平成22年度にかけまして、県内の旅館組合と提携した施設料金の割引等を実施してございましたけど、やはり部門が旅館組合ということで業種がちょっと限られていたということと、やはり団員さんの入れ替わりによりまして、カードの紛失だとかいろんなことがありまして、先ほどありましたように事務が煩雑ということで協会のほうとしてもちょっともう無理があるということで、この事業はやめたと聞いております。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 大体全ての事業に言えることなのですが、トップダウンでやるような事業というのはあんまり身になってないわけです。これが現実的に今その県の協会がやっていたのは旅館組合だけということで、これは誰が考えてもこんな県内の旅館組合で、どこか旅館行ったりホテル行って泊まろうというようなことはあんまり考えないと思います。だからこのぐらいの発想しかできないということです。つまり、やっぱり身近な自治体が手がける、これが一番大事なことではないかと私は思います。そうすると自覚とか、やっぱり取り組む姿勢というのは全く違ってくると思います。

ぜひこれは、先ほどもいろいろと考えていますが、まず協力の店があるかどうかということをおっしゃいましたけど、もう考えるより行動ですよ。やっぱり動いて初めて結果というのが出ます。これほど下関の事例を言われたり、もうかなり調べられてると思いますよ。だからその事例に基づいて積極的にやっぱり取り組んでいくという姿勢を持っていただきたい。

ぜひ、これもう下関にも勝る、山口県ではもうトップに行くような、すごいよと、消防団に入ってよかったねとか——消防団員の一番の理解者は家族ですよ。その家族が先ほども言いましたように喜ばれるような事業というのは、やはり消防団員の確保には大きく私はつながってくると思いますので。

それと、他市の、いろいろ調べたんですが、他市ではただ消防団員と家族がサービスを受けられるだけではないと。店側もイメージアップにつながるし、お客さんが増えるという効果があるということで、大変好評みたいです。やはりその両面からしっかり取り組んでいていただきたい。もう調査・研究はいいですから、しっかり実行へと向けて頑張っていていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、団員の報酬等の支払い、支給取り扱いについてお尋ねをいたします。

先ほどの答弁では、報酬はこれまで現金で1年分を一括して手渡ししていたということで、支給取り扱い変更は、多額な金額でセキュリティーなどの面から切りかえるということでありましたけど、例えばこの中に団員の方が40、37名と多い分団がありますけど、これ1回どのぐらいの金額を手渡しで、渡されていたんですか。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） お答えします。

1回という金額は、これはやっぱり階級とかいろいろによってお支払いする金額が変わってまいります。（発言する者あり）トータルですか……100万円前後だと思います。というのが、分団員さんの数によって報酬は一人ひとり払われるものなので、10人さんの分団だったら、分団長から始まって副分団長、階級によって金額が変わってきますので、

その合計となりますので、トータルすると団長から一番下の団員までの数、先ほど言いました5名分でいきますと1,400万円近いぐらいの金額になるということになります。

13分団ございますので、1分団ごとによって人数が違ってまいりますので、ちょっと。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） もうこれは長年の慣習だったと思いますが、大変怖い話ですね。消防団の方に悪い人がいないからその支給の日にもわかっても事件が起こらなかったということだと思いますので、大変私はいいことだねと思っておりますが。そのほか訓練や緊急出動などの場合の費用弁償ですね、これは振り込みということでしたか。これはどこに振り込んでいらっしゃいましたか。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 訓練や会議、それからいろいろな、もちろん実際の火災出動、これに関する費用弁償につきましては、その月分を結果的に支出調書という形で、何月何日の火災については誰さんと誰さんと誰さんが出たというふうな名簿を出していただいて、もちろん受領印等が押してあるんですけど、それを一応委任状ということでもいただきまして、翌月の月末までに支払うという形をとっております。それは一応各分団ごとに分団長名で口座をつくってらっしゃいまして、その通帳に振り込むという形になります。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 先ほどの今ちょっと出ました報酬についても、その訓練等の費用弁償についても、受理はどのような形でいただける……領収を一人ひとり印鑑を押していただくという形なのかどうなのか、一括ですか、どうなのですか。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 基本的には一括という形になります。それぞれ先ほど言いましたように、受領したという委任状という形でその委任を受けられて、支出調書のほうで整理したものを一括して出すという形になります。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） ごめんなさい、つまり一括はわかるんですけど、その一括を手渡しをするときにはそれぞれの受領印というか、37人、40人なら40人の領収書もちゃんとつけてということですよ、受領しましたということですね。それでよろしいですね。はい。

それで、その受領されたという部分につきまして、捺印がされて、氏名も皆書かれてるということで、支給された後の取り扱いということにつきましてはきちんと確認はされておりますか。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 私どものほうとしましては、きちっと計算した上で支給の金額というのが各分団決まりますので、それではそれぞれの口座に振り込むという形をとっておりますが、その後の、分団のほうでそれを全額出されてそれぞれ個人に配ってらっしゃるかどうかというところまではちょっと把握はしかねております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 一般的にはそうですね。一般的にはそうなんですけど、いろいろ調べさせてもらったんですけど、受け取った一括の報酬は団の通帳の中に一回入ります、通帳の中に。これほとんどです。そして団に入るといことはいわゆるプールされるわけです。団の中で。これをどのように支出されているのですかと、いろいろお尋ねして歩きました。すると、必要に応じて団や団員のために団の活動費として置いて支給されるそうです。そういうことが多いらしい、ほとんどらしいです。

それから費用弁償なんですけど、例えば今、分団の訓練というのは参加者が5人と制限されてますよね。このことから、参加した人たちが何か自分だけ参加して費用弁償をもらうのはどうも他の分団の人に気兼ねなど、やっぱり悪いような気がするという理由から半分だけ個人がいただいて、そして残りは報酬と全く同じで、通帳の中にプールをして、団の活動費として取り扱いをしているというケースも多くありました。この点についてどのように消防長は思われますか。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 本来であれば、報酬、費用弁償というのはその人が労務に対する対価だと私は考えております。ですから本来口座に振り込まれたお金というのは、例えば報酬であれば全員にその階級に応じた金額がございますのであれなんですけど、費用弁償につきましては基本的には、費用弁償ですから、例えば訓練、それからいろんな各種の会合なり出られて、それに対する費用弁償ということですから、その対応するというか実際に動かされた方に対して費用弁償も支給されるべきだと。よって、全員に、個人に支給されるものではないかと私は考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） そうですよね。費用弁償も当然そうなんですよ。報酬もそうなんですよ。個人の役務に対する対価です。が、これが先ほど申しましたように団の活動費としてプールされて団員のために使用されていると。実は私はこのことについて、自分

たちが働いた対価であり、当然自分たちがいただいたお金だという、認識的には全く悪いとは思っていません。全く悪いとは思ってはいませんが、しかし会計处理的には間違いだそうです。会計处理的にはね。一般の方が階級の云々までは詳細までは理解できないにしても、やはり会計处理的にはこれは間違いだそうです。

また他の解釈からすれば、これとはんでもない案件に発展する可能性があります。私は消防団の方、友達もいっぱいいます、後輩もいます。本当に真剣に防火、防災そういうものに対しては取り組んでいらっしゃいます。本当に身を挺して市民の財産と生命を守るために、いわゆるボランティア同然に献身的に活動されている団員の方々が、何かのことでそういうとんでもないことになってしまったら本当に残念です。ぜひ全てを個人支給にしてあげる、これが一番ベストな、確実な方法だと私は思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 議員のおっしゃるとおりだと私も思っております。今後は少しでも是正して個人支給にしたいと、私も先ほど言いましたように、今後、団のほうにもそういうふうな指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） ありがとうございます。このほかまだ他の市が支給している助成金や補助金の取り扱いでも全く同様のケースも私はいろいろ調べましたがありました。この件についてはまた改めて質問させていただく機会があるかとは思いますが。

今、消防長から前向きな御答弁をいただきました。間違いがないように、ぜひしっかり支えてあげていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、22番、三原議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。お疲れさまでした。

午前11時54分 休憩

午後 1時 開議

○議長（松村 学君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、10番、山本議員。

〔10番 山本 久江君 登壇〕

○10番（山本 久江君） 「日本共産党」の山本久江でございます。

今回の質問は、子育て支援について、それから情報公開条例について質問をさせていただきます。

それでは、まず第1点、子育て支援についてでございます。

まず、子どもの医療費無料化制度を中学校卒業まで拡充することについてお尋ねをいたします。本市の合計特殊出生率は、2013年、平成25年には1.76となっておりますが、2014年、平成26年には1.62に低下、また出生数も2014年が977人と、過去7年間で最低となりました。

防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも指摘をされておりますが、市が行いました「結婚・出産・子育てに関する市民アンケート調査」でも、結婚・出産・子育てに関する希望と現状の間に大きな開きがございます。

言うまでもなく、少子化の進行は、子ども自身の健全な成長のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも大きな影響を及ぼすことが懸念をされております。若い世代が家庭を持ち、子どもを産み育てたいという願いがかない、全ての子どもが健やかに成長できる防府市をつくっていくために、何が必要なのが常に問われなければなりません。

山口県が実施をいたしました「子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査」でも、子育て、少子化対策で充実してほしい施策で、県民の43%が医療費、保育料の軽減を選んでおりますが、市の調査でも、理想の子どもの数を持たない理由として、経済的理由が最も多くなっております。こうしたことから、市が昨年10月から実施している小学校6年生までの医療費無料化は、多くの親たちに大変喜ばれております。

児童期までは病気にかかりやすく、最近の小児ぜんそくやアトピー性皮膚炎など、長く治療を必要とする病気も増えておまして、病気の早期発見と早期治療、さらに治療を継続していく上でのこの制度は、極めて重要な役割を担っております。この意義ある制度を義務教育修了まで拡充できないかどうかお尋ねをいたします。

6月議会でこの趣旨の質問をさせていただきましたが、そのときの御回答は次のようなものでした。

防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、さらに子育て世帯への支援を行うため、制度の拡充は必要と考えておりますが、まずは昨年度から実施しました子ども医療費の小学校無料化の事業の検証を行い、財政的な面を踏まえ、ほかの事業との優先順位を考えながら子ども医療費の拡充について検討してまいりたい。

こういう御回答をいただいております。

小学生までの医療費無料化実施から既に1年が経過をいたしました。市が昨年度末に保護者に対して実施したアンケートでも、約95%の保護者から制度が始まってよかったと

回答を得るなど、この制度が大変好評だということも紹介をされました。

全国では既に多くの自治体が中学生までの医療費無料化を実施しております。厚生労働省が推進する8020運動の達成のためには、永久歯が完成する中学校時期までの口腔管理の充実を図るためにも、中学生までを対象とすることの意義は大きいと言われております。

防府市の将来を担う子どもたちへの支援は、まさに防府市の未来への投資でございます。新年度に向けて、ぜひ実施の検討を進めていただきたい、このように考えますがいかがでございましょうか。よろしく願いをいたします。

次に、産後うつ予防の取り組みについてお尋ねをいたします。出産後の母親が育児への不安や重圧によって、精神的に不安定になる産後うつは、約10人に1人が経験すると言われております。深刻化すれば、虐待や育児放棄につながったり、自殺を招いたりする恐れがあることから、不調の兆しを早く見つけて、適切なケアを行うことが求められております。

ことし4月、公益社団法人日本助産師会は、国に対し、次のような要望を行っております。

すなわち産後うつの予防や子ども虐待予防につながる産後ケアを全ての母親が受けることができるよう、助産師が行う産後ケア事業や母乳育児支援などに関し、公的な支援制度の充実を図られたい、こういうものでございます。

その理由は、育児ストレスの高まりから、初産婦の産後2週間における産後うつハイリスク者割合は25%と報告をされていますことから、産後うつの予防には、早期からの専門家の介入や育児ストレスの軽減が有効であると言われており、このような理由を示しております。

防府市でも例外ではなく、産後ケアの重要性はますます高まっております。そこでお尋ねをいたしますが、防府市における産後うつ予防の取り組みはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

一方、国では、来年度から産後うつ予防の健診の費用助成を行うことを決めました。産後2週間と1カ月の2回、それぞれ5,000円を上限といたしまして、国と市区町村が半分ずつ負担をするというものでございます。報道によりますと、厚生労働省研究班が実施をいたしました調査で、初めてのお産の場合、精神的な不調に陥る人は、産後2カ月ごろまで多く、特に産後2週間に発症リスクが高かったことが明らかとなりました。

1カ月健診は広く行っておりますけれども、子どもの発育が中心だと指摘しております。健診では、母親の身体的な回復状況、子育ての悩みを幅広く聞いて、必要ならば育児相談、

産後ケア事業の利用を促すということです。防府市において、関係機関との連携により、こうした国の助成事業に加わることができないかどうかお尋ねをいたします。

3点目です。子育て世帯に対する住宅リフォーム助成制度の補助拡大についてお尋ねをいたします。子育て世代の住宅に対する支援策として、現在実施されている住宅リフォーム助成制度の拡充ができないかどうかお尋ねをいたします。

住宅リフォーム助成制度は6年目になりますが、周知が進みまして、今年度もわずか1カ月で助成額に達しました。申込件数761件、工事総額は6億9,000万円と、非常に経済波及効果が極めて高い事業でございます。予算の増額が求められますが、子育て世代への支援の一環として、山口市が実施しているように補助の拡大ができないかどうか質問をいたします。

山口市では、御紹介をいたしますと、「安心快適住まいる助成事業」という事業名でございますが、この事業として、18歳以下の子を養育する子育て世帯の場合には、2倍の補助額を設定をされております。防府市においても検討できないかどうかお尋ねをいたします。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

現在、本市では、山口県と共同で未就学児の乳幼児医療費助成制度を実施しております。県の制度は、一部負担金や所得制限が設けられておりますが、本市においては、こうした要件等を撤廃し、無料化する制度としております。

さらに、議員述べられたように、平成27年10月から、こども医療費支給事業として、県内他市に先駆けて、保護者の所得制限を設けることなく、小学校卒業時までの医療費の無料化を実施いたしているところでございます。ちょうど1年経過したところでございますが、制度も浸透し、子育て世代の皆様から大変好評をいただいているところでございます。

人口減少の克服と地方創生の取り組みを推進するため策定いたしました防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、安心して子どもを産み育てられる環境づくりと、子育て家庭に対する経済的支援を取り組み項目といたしまして、多子世帯への経済的支援として、保育料の軽減や出産祝い金などの制度の創設に加え、子どもの医療費に対する支援拡充を上げておるところでございます。

また、この総合戦略に基づきまして、本年10月から多子世帯への経済的支援として、

第3子以降の子どもの出産時に10万円、小・中学校への入学時にそれぞれ5万円を贈呈する「多子世帯子育て支援商品券交付制度」を創設したところでございます。

さて、1点目の子どもの医療費無料化制度を中学校卒業まで拡充することにできないかという御意見とお尋ねでございますが、6月議会でも御答弁申し上げておりますとおり、子育て世帯の経済的負担軽減は重要な子育て支援策であり、制度の拡充は必要であるとの認識に変わりはありません。

しかしながら、さまざまな子育て支援策を実施いたしております中で、国・県の財政的支援なしに、防府市単独で制度をさらに拡充していくには、おのずと予算的な限界がございます。

子育て支援策全体の中で、他事業との優先順位等も考えながら、所得制限を設けるか否か等も含めて、実施方法や開始時期について検討してまいりたいと存じます。

なお、私が担っております役割の中で、これまでも常々全国市長会を通じまして、国へ子ども医療費の助成制度創設を提案、お願いをしておるところでございます。去る11月17日にも首相官邸を訪問いたしました折に、菅内閣官房長官に直接要望を申し上げ、市長会の要望書を提出もいたし、受理いただいたところでございますこと、付言させていただきます。

2点目の産後うつ予防の取り組みについてのお尋ねでございますが、議員御案内のとおり、産後うつは10人に1人が経験すると言われ、妊娠や出産による環境の変化と子育てに対する不安や重圧でストレスをためて抑うつ状態となり、その結果、子育てに自信がなくなり、赤ちゃんをかわいいと思えずに育児困難や虐待につながる可能性がございます。

その予防の取り組みといたしまして、産後うつ等の可能性が高く、支援が必要な母親の早期発見のため、妊娠届け出時や母子保健推進員による2カ月児の全戸訪問時、産後の保健師、助産師による家庭訪問時にそれぞれアンケートを実施いたしております。

まず、妊娠届け出時において、産後うつの危険因子である精神疾患の既往歴や望まない妊娠、育児のサポート状況に関する質問をいろいろ盛り込んだアンケートを実施いたしておりますとともに、保健師や助産師が面接を行っているところでございます。

また、母子保健推進員の皆さんによる2カ月児の全戸訪問時において、母親の心の状態を聞く簡易なアンケートを実施し、必要なケースについては母子保健推進員から保健師に連絡をいただき、連携した対応をとっております。

さらに、産後の保健師や助産師による家庭訪問において、「産後うつ病質問票」を含む3つの質問票によるスクリーニングを実施し、母親の育児不安や精神状態の確認も行っております。

このようなアンケートの結果や、産婦人科、小児科等医療機関からの御連絡で、支援が必要な母親につきましては、妊娠期や産後に、保健師や助産師が家庭訪問を実施し、必要に応じて乳児相談等の母子保健サービスの紹介や、助産師や看護師が定期的に家庭訪問を行う養育支援訪問事業の導入、精神科の受診勧奨や訪問看護の導入につなげているところでございます。

その他の取り組みといたしましては、妊婦とそのパートナーを対象に行う両親学級において、産後うつ予防に関する健康教育を実施するとともに、支援者である母子保健推進員を対象に、「産後うつの理解」や「母親へのコミュニケーションのとり方」をテーマに、精神科医師や臨床心理士等を講師として、全員研修会も実施しているところでございます。

また、平成28年度には、妊婦や母子にかかわる産婦人科医や小児科医、助産師、保健師等の専門職を対象とした研修会では、「産後うつ病質問票」の使い方や、妊娠期からの切れ目のない支援を学ぶため、産前・産後のメンタルヘルスについての専門家による「エジンバラ産後うつ病質問票に関する研修会」を実施したところでございます。

さらに、6月議会でも御答弁をいたしておりますが、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを平成29年度に開設したいと考えております。

子育て世代包括支援センターでは、支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、相談支援を行うとともに、各関係機関が提供する支援が包括的に行われるよう、関係機関との協議の場を設け、ネットワークづくりを行い、その活用を図ってまいります。

産後うつの予防は、虐待予防、子育て支援の観点から大変重要と考えておりますので、今後も引き続き、母親が安心して育児ができるよう、関係機関と情報を共有し、連携しながら、妊娠期から切れ目のない支援を行ってまいりたいと存じます。

次に、平成29年度から国が創設を考えている産婦健診事業についてお答えいたします。

これは、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、新たに産後2週間と産後1カ月などの出産後早い時期の産婦健診費用を助成することにより、母子に対する支援を強化するものでございます。

育児に関するさまざまな悩みや問題等を抱えている母親を早期に把握するためには、産婦健診事業の創設も大変有意義であると認識しておりますが、まずは子育て世代包括支援センターを開設し、運営を行う中で、母子の現状を把握した上で、医療機関等と協議を行い、国や他市の動向を注視しながら、産婦健診事業の内容について研究してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

3点目の住宅リフォーム助成事業についてのお尋ねでございますが、一般住宅リフォー

ム工事への市内共通商品券での支援を通じて、住宅関連企業や商業、飲食業、サービス関連業等の景気浮揚を実現するべく、平成23年度から防府商工会議所に事業費の一部を助成する形で開始いたしておることは、御高承のとおりでございます。

助成の対象となるリフォーム工事費の10%、限度額10万円を市内共通商品券でお配りしておりまして、制度についての周知が十分に広がった今年度は、761件もの申請をいただきました。住宅リフォーム工事費の総額や二次的な商品券での消費を考えますと、その景気対策の目的はしっかりと果たされているように感じているところでございます。

こうした中、この事業に子育て支援の視点も取り入れ、制度をさらに進化させてはどうかという御提案につきましては、子育て世帯へ上乘せ支給を行うことで、これまでの住宅リフォーム助成による個人消費を促す効果と、新たに子育て家庭への経済的支援という2つの相乗効果を期待できると存じますが、先ほど申し上げましたとおり、本年10月から第3子以降の子どもの出産時や小・中学校入学時に市内共通商品券を贈呈する事業などを開始いたしておりまして、政策的に重なってくる部分もあろうかとも存じますので、制度導入及びその効果について、慎重に調査・研究していく必要があると感じているところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、子どもの医療費無料化制度を中学校卒業まで拡充していくことについてでございますけれども、私は、なぜ今防府市の中学生にこの制度を拡充する必要があるのか、この議論がとても大事だと思ってるんです。私なりに整理いたしまして、4つの点から指摘をさせていただきたいと思います。なぜ今なのか。

1つは、防府市の中学生の健康状態です。中学生の時期は、御承知のように心身ともに大きく発達をしていく、こういう時期でございます。第二次防府市健康増進計画の「市民の健康を取り巻く現状」の項目がありますけれども、この中で、歯と口の健康に触れられて、平成25年度虫歯がある人の割合について、表が載っております。次のように触れられております。読みますと、「1歳6カ月児、3歳児では山口県平均よりも虫歯がある人は低く、小学生は山口県、あるいは全国平均よりも低くなっています。しかし、中学生になると山口県、あるいは全国平均よりも虫歯のある人の割合は増加しています。」このように、この健康増進計画の中で書かれてあるわけですね。

私、その後どうなっているのかなということで、市のいろんな書類を見てみましたら、児童・生徒の疾病状況、平成27年度の定期健康診断、教育委員会が発行されております

けれども、平成27年度の定期健康診断では、齲歯、虫歯ですね、この未処置が全国平均が18.11%に対して、防府市は24.41%となっております。

歯だけではないんですね、実は。耳疾患は、全国3.6%に対し、防府市は9.08%。それから鼻、副鼻腔疾患、これは全国が10.61%に対して、防府市は25.52%。それから目のほうですけども、視力0.3未満は、全国が5.89%に対して、防府市は25.64%、こういう結果が公表されております。これを見ますと、防府市の中学生の子どもたちの健康状態、決していい状況ではないという、これがまず第1点です。

それから、2つ目に子育て世代の経済状況の問題です。全国的に貧困と格差が広がって、子どもの6人に1人が貧困状態に置かれていると言われております。ひとり親家庭の貧困率は5割を超えていると言われております。貧困の連鎖が本当に深刻ですね。就学援助制度の利用で見ますと、防府市ではこの制度の利用が生活保護基準の1.3倍となっておりますけれども、援助率は20%を超えているんですね。子育て支援に対する要望では、経済的支援の充実を求める声が大変多いと、こういう状況です。子育て世代の家庭の経済状況が大変だという、これが2つ目です。

3つ目は、全国の自治体の中学生に対する医療費助成がどうなっているのかという点でございますけれども、多くの自治体が財政状況が厳しい中で、子育て支援に力を入れております。本当に子どもたちの数が少なくなる中で、どうやったら自分のまちで、子どもを産み育てる環境が整えられるか、財政が厳しい中でやっております。

厚生労働省の調査では、平成27年4月1日現在ですけども、こういった制度を実施している市区町村は1,741自治体ございます。そのうち、中学生以上を実施しているのが、入院で1,489自治体、85.5%です。それから通院では1,268自治体、72.8%です。8割以上が所得制限なしと、こういう結果が厚労省の結果として報告されております。小学生までとしている自治体は圧倒的に少ない状況なんですね。こういう全国の状況を見ましても、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、なぜ今、中学生まで拡充なのか、4点目です。これが私はとても大事だと思ってるんですが、多くの市民の方の切実な要望であるということなんです。このことを私自身強く感じておりますし、それから何よりも市長御自身がそのように受けとめておられるのではないかと、こういうふうに感じております。といいますのも、私は松浦市長の活動報告誌を見させていただきました。「子育て支援、小学6年生までの医療費無料、その進捗100%、大好評です」というふうに書かれてありまして、今後の課題と見直しの項では、「中学3年生まで拡大できたらすごいぞ」こういうふうに書かれてあります。「すごいぞ」本当に市民の実施への期待を思えば、「すごいぞ」という表現になると思います。

一方、行政といたしましては、紹介いたしましたように、防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、子どもの医療費に対する支援拡充を取り組み内容として掲げているわけです。市長にお尋ねいたしますけれども、これほど実施していく意義、やるなら今でしょと、今実施していく意義、必要性を強調しても、まだ検討するという答弁の域を出ないのでしょうか。そのあたりもう一度お願いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私の気持ちはということでございますが、私としては、中学生までできたらすごいなと、こういうふうに本当に思います。しかし、市民の皆様方からの行政需要というものは多面多岐にわたっているわけでありまして、その中でいろいろやりくりしながら、どういう形で、どの分野にどういう形までできていけるかということなどが非常に難しいところでございます。

議員がただいまお示しになった中学生の健康状態、口も耳も目も鼻も、みんな全国の中から比べれば、非常に劣っておると言われたお話をお聞きして、私もかなり愕然としたわけではありますが、だから医療費を無料にしたらそれらが全て改善されるかといえ、決してそうではないとも思います。

中学校教育の現場で、子どもたちに自分の身の回り、目や耳や鼻についてももしっかり気を使えよということを一先先生方が声をかけていただだけでも、随分と違って来る効果はあると思っておりますし、医療費1点をお絞りになってお話でございますけれども、私の気持ちはそういう思いを強く抱いてはおりますけれども、財政的なバランス、いろんなことを考えていきますと、他市に先駆けて取り組んでいるものもあれば、他市さんから見れば若干防府が劣っているところもあるのかもしれない、それらの一つの矛盾をいろいろ抱えながら、行政を運営していくのが、かじ取りをしていくことが私の大きな役割であると、このように感じております。

しっかりと行政改革を続けながら、その成果をもってこういうような事業もどんどんやっけていけるように努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 子育て支援を大きく掲げられております松浦市長がそういう発言をされるとは、本当に私も意外でございます。私も議会に出させていただいて33年目になりました。財政が厳しいからできないというこの背景に、その制度の意義や必要性の理解が進んでいないということを幾度となく体験いたしております。

今回の中学生の医療費無料化制度につきましても、私は子育て世代の経済状況、子ども

たちの体の状況、全国の状況、そういった問題をしっかりと、何よりも市民の皆さんが大変な御要望があるという、こういうことがあるんだよということを提示しながら市長にお伺いしたわけですが、市長も来年度は任期の仕上げの1年ではなかろうかというふうに思います。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略も29年度という年は大変重要だと。つまり、中間年となりまして、いろいろKPIをやっておられ、これについてはいろいろ議論があるところですが、常に検証をしながらこの仕事はどうなのかということを進められておりますが、この29年度という年、大変重要な年だというふうに感じております。ぜひ強く実施していただきたいということを要望させていただきます。

あわせて、国に対して、子どもの医療費助成を行っている自治体に対する国保の国庫負担減額、いわゆるペナルティー問題、直ちに廃止をするように求めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ただいまのお尋ねの点は、極めて重要な問題だと思っております。せんだっても官邸で菅官房長官といろいろ懇談をいたしました。その中でもこれは全く頑張っているところをいじめてるような制度ではないですかと、こういうペナルティーを即刻なくすようにしてほしいということを強く私からも要請をいたしておりますし、当局におかれても大分考えておられるような感じが私なりにはいたしました。

なお、あえて付言させていただきますが、今年度の予算は国も何とかまとめ上げていかれるところまできておるんですけども、来年度が本当に大変です。議員が大変だと言われた大変という見方の立場と、私が申し上げておる大変だというのがちょっと視点が違うのかもしれませんが、税制の改正が思うようにいかない現下、高齢福祉等々にかかる費用は莫大なものになっていっておりますし、そういう流れの中で、来年の今ごろは予算をつくっていくことに大変苦勞するのではないかという、非常に厳しい状況が目の前に見えておりますので、いろんな面で抑えるというか我慢するところは我慢をしていかざるを得ないのではないかなと、こんなような思いがいたしているところでございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 私も厚労省の見直し案を見させていただきましたけれども、自治体とそれから住民の要求にはほど遠いものですね。市長は、全国市長会会長代理というお立場もあるわけですから、国の財政もいろいろ気にされているようですが、まずは地方自治体の長の代表としての役割をしっかりと果たしていただきたい、このことを強く要望いたしておきます。

それから、時間が迫っておりますが、産後うつ予防、1点だけ再質問をさせていただきます。産後の母親への支援が極めて大事だということなのですが、この事業の周知をしていくこと、関係機関との連携体制強化はもちろんです。この連携体制強化とあわせて、お母さんにこういう制度があるということをしかりと周知をしていく、このことがとても大事だというふうに考えておりますが、その周知について今お考えになっていることをお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

産後のケアに関する事業の市民への周知についてお答えをいたします。先ほど、御答弁させていただいたところでございますが、保健センターでは、産後のケアとして各種保険事業を実施しております。これらの事業を多くの母親に利用していただき、育児不安を軽減して、乳児の健やかな成長を促すためには、市民に広く周知することが重要であると認識をしておるところでございます。

防府市における産後のケアに関する事業の周知方法といたしましては、市広報やホームページ、防府市メールのほか、11月1日より開始いたしました「幸せます子育て応援サイト」携帯版のアプリもございます、これにおきましても事業の御案内をさせていただいております。

また、妊娠届け出時におきまして、全妊婦の方に育児情報を掲載したチラシや子育て情報マップ、これを活用して事業の説明をさせていただいております。さらに、市内の産婦人科病院、医院におきましては、保健センターの事業を掲載した防府市保健センターからのお知らせを窓口を設置し、妊婦の方に配布をさせていただいております。

産後のケアに関する事業の周知を図るためには、必要な情報を必要な時期に提供することが重要と考えておりますので、今後さらに産婦人科病院、医院等との関係機関との細やかな連携を図りながら、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

住宅リフォーム助成制度の補助拡大についてでございますが、初めての提案でございます。子育て世帯の住宅政策としても、また経済効果の高い地元中小企業の事業といたしましても、大変効果的な施策であるというふうに思っております。山口市の状況もお伺ひいたしましたけれども、市民からも好評のようでございます。答弁の中では、政策が重なっているというふうなお答えもありましたけれども、ぜひ検討していただくように強く要望

してこの項は終わります。

次に、情報公開制度についてお尋ねをいたします。防府市情報公開条例の第5条及び第20条の改正について、執行部のお考えをお尋ねをいたします。

言うまでもなく、情報公開はその歴史と役割を考えますと、自治体はその本来の責務を果たしていくためになくてはならないものでございます。その立場から、第5条と第20条について質問をいたします。

まず、第5条請求権者について。防府市では、実施機関に対し、公文書の公開を請求できるのは、市内に住所を有する個人や、市内に事務所、または事務所を有する個人または法人、その他の団体、それから市内の事務所、または事業所に勤務する個人など、請求権者を非常に限定をいたしております。

しかし、山口県情報公開条例や、県内でも13市中9市が請求権者などを「何人も」というふうにしております。その理由について、県は次のように説明をしております。

すなわち、社会経済活動の広域化、国際化により、県政に関心とかかわりを有する者は、県民に限られなくなってきたことや、請求権者の住所要件を撤廃する自治体が増加する中で、本県がほかの自治体の住民に開示請求権を与えないということは、相互主義の観点からも望ましくないことから、何人も開示請求することができることとしたものである。

こういうふうに県は説明をいたしております。こうした考えは当然のことではないでしょうか。私は、昨年3月の議会で、市においても請求権者については「何人」も実施機関に対し、情報の公開ができるよう改正の検討を求めてまいりました。このときの御答弁では、「全国的には何人にもその請求権を認める自治体が増加していることは十分承知していますので、規定の改正については、今後研究していきたいと考えますが、請求権者以外の方から大量請求があった場合、時間や経費が相当なものになりますことから、これらへの対応が必要である」という答弁をいただいております。その後、検討されたのかどうかお尋ねをいたします。

また、第20条でございます。市では、出資法人及び指定管理者の情報の公開につきましては、「市の施策に準じた措置を講じるよう協力を要請するもの」というふうにしております。しかし、出資法人や指定管理者は極めて公共性が高く、増加の傾向です。県や他市においては、「情報を公開するよう努めなければならない」、あるいは「必要な措置を講ずるよう努めるものとする」、こういう条文になっております。この点におきましても、改正の検討を求めたわけですが、御回答は「必要性は十分理解しているので、今後研究していきたい」とのことでもございました。この点でも、その後どのように検討されたのか、御答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） それでは、情報公開条例についての御質問にお答えいたします。

初めに言われた第5条の改正についてでございますが、議員御案内のとおり、本市では、公文書の公開を請求することができるものを、第5条第1項において、市内に住所を有する個人及び法人等のほか、市の事務事業に利害関係を有する個人及び法人等と規定しております。

しかしながら、第1項の要件に該当しない方から公文書公開の申し出があった場合には、これに応ずるように努めることを第2項に規定しており、実際に「公開の申し出」という形で受け付けているところでございます。いずれの場合においても、条例規則にのっとり、公開・非公開の判断を適切に行い、十分な説明に努めるといった対応をしております。

請求権者の規定につきましては、「何人」にもその請求権を認める自治体が、今申されたとおり、全国的に多いことは承知しておりますので、条例の改正及び改正した場合の業務体制のあり方も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、第20条の改正についてでございますが、この条項では、「市の出資法人及び指定管理者に対しても協力を要請する」という規定としておりますが、公開の請求が出された場合には、市の施策に準じた対応をとらせていただいているところでございます。

市が公の施設の管理を行わせている法人等に対し、これらの業務に関して情報の公開を進めていくことは、その公共性を踏まえ、市民の信頼を確保し、市政の透明性を高めるためにも重要と考えておりますので、「防府市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」、この条例との整合性を考慮し、改正に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 3月議会では研究してまいりたいということでございましたけれども、今の御回答では、一歩進めて検討してまいりたいということでございました。本当に担当課の御苦勞、執行部の方々の御苦勞が目に見えるようでございますけれども、1点だけ質問させていただきます。

条例では、情報公開制度の運用状況を公表することになっておりますが、平成26年度とこの27年度の公開請求件数が何件で、また、市外の方など、いわゆるその第5条2項に該当する申し出、これが何件になっているか教えていただけたらと思います。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 公開請求と公開申し出の総件数だと思います。5条1項に該当する公開請求は26年度が38件、5条2項に該当する公開申し出は26年度は52件でございました。公開申し出のほうが多いです。27年度は、公開請求のほうが多いです、公開申し出が84件、27年度も公開申し出のほうが多いです。ちなみに28年度については、これがかなり逆転しまして、今は工事設計書関係で大変市内のほうが多いと、9割を占めております。そういう状況になっております。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 市外の方からの申し出も27年度は大変多い状況でございませぬ。御説明いただいてよくわかりました。しかし、これらの方は不服申し立てができません、今の制度の中では。県内でも多くの市は、市外の人でも請求ができて、不服申し立てにも応じております。前向きな御答弁をいただきましたので、重ねて言うことはございませんが、御紹介だけさせていただきたいと思っております。

日本弁護士連合会も2010年に条例における請求権者を「何人」に改正するよう、弁護士連合会も意見書を出しております。また、これは報道された専門家の言葉ですけど、御紹介したいんですが、「市民だけでなく、誰でも情報を得て行政をチェックするのが情報公開の理想であり、そのほうが多様な意見が得られ、よりよい行政運営ができる。請求権を市民などに限定するのは、時代の流れにおくれており、見直すべきだ」この言葉は、前回の質問のときも紹介をさせていただきました。まさにそのとおりだというふう感じております。

ただ、私が大変懸念をいたしておりますのは、こういった請求がたくさんまいります。不服申し立ても出てまいります。そうすると、現在の担当課、現在でも大変忙しい、まさに何でも相談を受ける課でございませぬので、大変忙しくなってくる、今でも大変だと。しっかりと対応する体制が整わなければなりません。職員が足りませぬ。その強化もあわせて、より開かれた防府市政となりますように、強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。前向きな御回答ありがとうございました。どうかよろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 以上で、10番、山本議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、4番、藤村議員。

〔4番 藤村こずえ君 登壇〕

○4番（藤村こずえ君） 「自由民主党市政会」の藤村こずえです。通告に従い3項質問させていただきます。よろしく願いいたします。

1項目は、道路行政についてお伺いいたします。

都市計画道路は、都市活動を支える最も身近な公共空間であり、多様な機能を有する根幹的施設として、都市の将来像を踏まえた都市全体のネットワークの将来像の姿として定められ、その時々々の社会のニーズに応じ見直しが行われながら、その実現に向けて鋭意整備が続けられています。

昨年、本市都市計画道路見直し案が示されたところですが、その中で、松崎植松線、市道名で言いますと天神前植松線については、当該路線に並行して、華城小学校の北側に接する市道は歩道がない上、交通量が多いため、現道の混雑緩和及び歩行空間確保のため存続としますとの方針から、継続路線となっています。

当路線は、華城地区を中心に東西に走る旧国道2号線と、南側を東西に走る県道中関新田線に並行して、その2つの道路の間を走るように計画され、居住区域内の通過交通を排除するとともに、良好な住居環境の保全はもとより、狭歪な道路を利用して無秩序に宅地化された地区内への緊急車両の進入が容易になるよう、防災、交通安全の点からも大変重要な幹線道路です。

昨年7月に、石ケ口から伊佐江町まで延長1.5キロメートルが部分供用を開始したところですが、供用開始以前に伊佐江町の終点部から多くの通過交通が分散して、住宅地の生活道路へ流入することで、新たな交通危険箇所が発生することが予想されたことから、昨年3月定例会の一般質問におきまして、その対策を要望したところでした。

その後、支障となる電柱移転や水路の蓋かけ、区画線の設置など、交通安全対策をされたところですが、供用開始後1年4カ月が経過し、交通の流れについて私なりに現状を分析しますと、例えば、三田尻新田付近の車両が植松を目指していくとした場合、今までは県道防府停車場向島線を旧国道2号線まで北上し、八王子の交差点を左折して西側へ向かう、わかりやすく言い換えれば、新田方面から市役所前を通過して郵便局を左折し西へ向かうか、または県道中ノ関港新田線を西側に向かい、田島の交差点を右折し、県道中ノ関港線を北側へ向かって行ったと思います。

ですが、この道路が一部完成したことにより、最短距離である都市計画道路松崎植松線を通して、終点部から華城小学校前の市道三田尻西浦線へ通過車両が流入し、それから北へ向かって旧2号線へ交通の流れが大きく転換したと考えられます。

これにより、華城小学校前の道路は、朝夕のピーク時に交通量が大幅に増加し、住民や通学児童・生徒が交通事故に巻き込まれることが危惧される場所です。

幸いにも、学校の先生方の御指導やボランティアの見守り隊の皆様の御尽力で、大きな事故は起こっていませんが、全国的には本年10月28日に、神奈川県横浜市において、登校中の児童の列に車両が突入し、1名が死亡、6名が重軽傷を負う事故が発生するなど、

登下校中の児童・生徒等が巻き込まれる交通事故や、危険にさらされるといった事案が、全国的にも発生しております。通学路の交通安全対策に万全を期す必要があると思います。

こういったことから、小学校前の増加した通過交通を排除する上で、幹線道路である都市計画道路松崎植松線の整備は、大変重要と考えます。

そこで、1点目ですが、現在暫定供用している都市計画道路松崎植松線についての検証をどのようにされているのかお伺いします。

また、青果市場までの残りの区間の1.2キロメートルの整備計画について、昨年3月の一般質問でお伺いしましたところ、相当な家屋移転と道路事業全体のバランスから、なかなか事業化は難しいとの御答弁でした。現状の暫定供用では、道路ネットワークが不完全であり、せめて華城小学校を通り過ぎて東側の市道小徳田野地線まで約380メートルについて都市計画道路の工事を延長し、そこから北に向かって道路整備されれば、交差点から北側の2車線道路にスムーズに連絡できると考え、この交差点までの道路が整備されれば、現状の不完全なネットワークは大きく改善されます。

現在、このルート上には、数件の家屋がございます。当然、地権者の方々の御理解が大前提ですが、ほとんどが田畑の状態です。そういったことから、今だったら実現可能と考えます。早急な事業化が必要と考えますが、このルートの事業化についてどのようにお考えでしょうか。

2点目は、市内最大の華城小学校と桑山中学校を連絡する市道三田尻西浦線は、路面の劣化も激しく歩道もないので、大変危険な道路であり、以前から整備について要望を行ってきたところですが、当路線については、連担する家屋を移転しての道路整備は大変困難と考えます。そこで、今後の当該路線の整備について、どのような手法でされるのかお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の、都市計画道路松崎植松線の部分供用している現状の検証と今後の見通しについてのお尋ねでございましたが、都市計画道路松崎植松線は、平成元年度の事業開始から平成27年7月までに、桑山中学校の南、県道防府停車場向島線から西の、市道本橋八河内線までの約1,600メートルの区間を整備してまいりました。実に27年かかったわけですが、地権者の皆様方の御協力に感謝申し上げる次第でございます。

本路線につきましては、現在施工中の都市計画道路松崎牟礼線と並び、優先して整備することが必要な幹線道路でありまして、人口が増加している華城地域内の通過交通排除に

加え、児童・生徒の通学路としての役割も大きいことから、西側の終点であります県道中ノ関港線までの間の完成を目指して、早期に事業を進めることが重要であると認識しております。

しかしながら、西側の残区間約1,100メートルの計画区間の中には、家屋が密集しておりますことから、用地の取得や物件の移転に相当の期間を費やすのではないかと予測されるところであります。

このことから、議員御指摘のように、まずは比較的家屋の少ない市道本橋八河内線から華城小学校西側の縦筋の市道小徳田野地線までの約400メートルの区間につきまして、早急に交通量調査を実施いたしまして、その結果を検証し、事業実施について早期に取りかかることができるよう、検討してまいりたいと存じます。

申すまでもありませんが、この事業を実施することによりまして、華城小学校前の交通量の軽減はもとより、児童・生徒の通学の安全確保が格段に向上するものと考えておりまして、先ほども申し上げましたが、優先度の極めて高い事業であると認識をいたしております。

次に、2点目の、市道三田尻西浦線の道路整備の手法についてのお尋ねでございましたが、市道三田尻西浦線は、朝夕の通勤・通学路として多くの車両、自転車及び歩行者が利用する、重要な生活道路となっておりますが、代替路線であります都市計画道路松崎植松線の整備が完了するまで、現状の交通量で推移することが想定されますことから、事故防止のための継続的な対策が必要であると考えております。

議員御指摘のとおり、交通安全対策といたしましては、歩道の設置が最も効果的でございますが、道路の幅員が狭い場所もございますことから、歩道の設置は困難な状況であると考えております。

しかしながら、児童・生徒の交通安全対策は、優先して取り組まなければならないと考えておりますので、これまでも危険な箇所の道路側溝の整備や道路の舗装・補修、薄くなった区画線の引き直し、路肩のカラー舗装などの整備を行ってまいりましたが、今年度につきましては、華城公園北側付近の舗装・補修を予定しております。この工事にあわせて、歩行者のエリアを確保するため、路側線の引き直しをすることといたしております。

今後も、可能な限り、交通事故軽減のために、必要な対策を実施してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員。

○4番（藤村こずえ君） 市長から、力強く早急にとということで、大変前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

はじめに申しましたように、華城地区は住宅化が急速に進んだことから、緊急車両の進入につきましても狭隘な道路の連続で、火災時の消火活動においても大きな不安を抱えている地区でもございます。そういったことから、地区内を横切るしっかりとした幹線道路ができることは、住民が安心・安全な生活を送る上でも、非常に重要な公共インフラと思います。

それでは、1点、再質問させていただきます。

先ほどの御答弁の中で、現状の交通量等をまずは検証してから、事業の検討に入るといった御答弁がありました。私は数年前から、桑山中学校から華城小学校へ向かって最初の交差点に立って、行き交う皆様に御挨拶をしています。私がこの目で見て感じてきたことは、桑山中学校前の道は、以前は朝のピーク時にはすれ違うこともままならない状態で、中学生と車が接触しそうになって危ないと思う瞬間を何度も見かけました。

しかし、この都市計画道路が一部完成してからは、都市計画道路へ交通が転換されたことから、当面の危険な状況も改善されたように思います。1本の道路の影響力について、身を持って感じたところです。

しかし、逆に、今度は伊佐江町の終点から多くの車が入り、四辻の交差点は児童を安全に横断させるため、一時停止する車で4方向とも大渋滞です。見守り隊の皆様が、毎朝子どもたちを安全に御指導いただいているおかげで、幸い大きな事故はありませんが、登校班のリーダーが持つ黄色い旗と車が接触したり、ランドセルが接触しそうになって重大事故の予兆であるひやっとすることは何度もあります。

私が見た限りでは、車の数は確実に増えておりまして、とにかく早期の事業化を要望いたしますが、先ほどの御答弁で当面検証してから事業化というふうにおっしゃっていただきましたが、どういった検証をされるのでしょうか。その内容と検証に係る期間はどの程度なのか、お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

交通量等の検証ということでございますが、華城小学校前の市道三田尻西浦線、これと新しくつくりました都市計画道路松崎植松線、こちらの2路線の交通量調査を実施することによって、今議員の言われたような車の流れを推計することができましたら、検証ができたというふうに考えております。

また、約10年前に華城小学校の正門前の、朝の一番ピークの交通量のデータというもの、実はございましたので、それとの比較もできると、検証になるのかなというふうに考えております。

それと、検証にかかる期間ということですが、こういった交通量の数値が出ましたら、速やかにということ御理解いただいてよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員。どうぞ。

○4番（藤村こずえ君） ありがとうございます。

具体的な期間も伺いまして、私も地元に住む者の1人として、今後地元の皆様に伝えてまいりたいと思っております。

今回、地区住民の多くの方とお話しする機会がございまして、行政に対する御要望等をお伺いする中で、華城小学校前の道は危ないけどどうにかならないかとか、また、新しい道路は途中で止まった状態にかえって危なくなったと思うんだがどうにかならないものかという意見や御質問を、たくさんの方からいただきました。

そこで私は、この道路の問題が、華城地区の住民の皆さんの抱えている最も大きな問題であると改めて認識したところです。

先ほど、市長から早期にと、力強く御約束をいただいたことで、本日傍聴にお越しただいている華城地区の皆様も御納得いただいたのではないかと考えております。やはり、都市計画道路松崎植松線と華城小学校前の市道三田尻西浦線は、ワンセットとして計画を進める必要があると思います。なぜなら、市道三田尻西浦線に並行する都市計画道路が完成したら、その道路がバイパスとなることで、市道三田尻西浦線を通行止めしながらでも工事にも着手できるはずで。

この2つの道路については、華城地区の皆様の長年の懸案事項であり、私の2期目の大きな課題とも思っております。事業化に向け、私も微力ながら地域の皆様と一緒に頑張ってまいりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

以上で、1項目の質問を終わります。

2項目の質問は、華城小学校の校舎整備についてお伺いいたします。

本市では、第四次防府市総合計画に定められた「豊かな心の育みと文化の香りにあふれるまちづくり」の実現のため、「教育のまち日本一」を念頭に、本市教育の基本方針である生きる力を育む教育行政を推進してきました。まちづくりは人づくりと言われますように、「教育のまち日本一」の実現には、主役となる市民一人ひとりを育てる人づくりが重要と、防府市教育基本方針では述べられています。

また、学校教育の質の向上、安全・安心な教育環境の整備、一人ひとりがきらめく教育の推進を柱とした諸施策の展開により、学問のまち「防府」の創生に努め、「教育のまち日本一」を目指す予算編成がされていることから、子どもたちが安全・安心に教育を受

けられる環境づくりは、地域に課せられた大きな役割と考えます。

しかし、「教育のまち日本一」を掲げる本市の教育学校施設の環境はどうでしょうか。現在、市内の小・中学校の耐震工事は、ほぼ終了しましたが、施設の老朽化が進んでいる学校施設も多くあり、先を見越した計画的な学校施設の修繕、改修が必要となってまいります。

昨年3月に策定された防府市公共施設マネジメント計画によれば、公共施設の長寿命化を図っていくためには、これまでの事後保全から脱却し、予防保全を積極的に進め、施設を健全に保っていくことが重要とあります。これまで本市が行ってきた保全業務のほとんどが、不具合が生じてから修繕を行うという、対症療法的な事後保全であったと言えます。事後保全は、躯体などが傷みやすく、建物寿命を短くするだけでなく、対応が遅れたために、故障や不具合の規模が拡大し、修繕等の費用増大につながるなど、財政負担にも大きな影響を与える場合があるほか、突発的な事故が人命にかかわることも想定されます。

そういった中、本市においては、今年度、学校施設長寿命化計画が策定されます。学校施設に特化しての保全計画の策定は、県内でも本市の取り組みが最初ではないのかと認識しておりますが、現在の策定状況と、今後この計画がどのように生かされていくのか、策定途中ではありますがお答えできる範囲でお願いいたします。

次に、個別の施設についてお伺いいたします。

華城小学校へは、子どもが通学していることもありまして、たびたびお伺いすることがあります。校舎の裏側に参りますと、コンクリートが剥離し、見た目の悪さに加え、そばを通るときにはコンクリートが落ちてこないだろうかと、不安に思う人も多いと思います。

剥離した壁の下の非常階段は、2カ所ともロープが張られ、立ち入り禁止となっております。これでは、非常時にどこを通ればいいのでしょうかと、現場の先生方からの声をよく聞きます。素人の私が、見た目で判断してはいけないのでしょうか、現状を見ますと、剥離した範囲は広く、今にも落ちてきそうで、この下を子どもたちが通ることを考えますと、落ちてきませんようにと祈るような思いです。

そこで、これらの修繕についてどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、華城小学校の教員トイレについてお伺いいたします。

小学校は学級担任制で、担任授業時数が多い上に、なかなか休憩できるような時間はありません。また、小学校は女性教員の割合が高く、華城小学校の場合、全校児童800人を超える学校ですが、現在教員用の女子トイレは2つしかありません。しかも、もちろん和式です。

一般的な会社であれば、例えば市役所でしたら、自分の業務の暇を見てトイレに行くこ

とも可能でしょうが、学校の先生方はそうはいきません。授業の休み時間に行くわけですから、混雑することは容易に想像がつくと思います。

まずは、児童に対しての施設設備の充実が第一なのでしょうけれども、働く先生方の環境についても、もう少し配慮する必要があるのではないかと思います。

先生方への環境整備は、児童への豊かな学校現場を育むと思います。そのような点においても、トイレの増設はわずかなことかもしれませんが、管理者である教育委員会におかれましては、そのような細かな配慮や対応も必要だと思いますし、お願いしたいと思います。

これは、華城小学校に限らず、施設の再点検について御検討いただけないかお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） それでは、華城小学校の校舎整備についてお答えいたします。

現在、学校施設の整備につきましては、喫緊の課題であります耐震化対策を優先的に取り組んでおりまして、耐震化に伴う改築事業及び非構造部材の耐震化対策として、外壁改修事業並びに屋内運動場の天井等落下防止対策事業を計画的に実施しているところでございます。

また、学校施設の老朽化対策も重要な課題と認識しておりまして、先ほど議員からも御案内ありましたが、不具合が生じてから修繕を行うという事後保全ではなく、予防保全により計画的に施設の長寿命化を図るため、防府市学校施設長寿命化計画策定に今年度取り組んでいるところでございます。

今後、学校施設の改修につきましては、この長寿命化計画を踏まえて行ってまいりたいと考えております。

さて、御質問のありました華城小学校の校舎整備についてでございますが、平成24年度に校舎及び屋内運動場の耐震補強工事を実施しておりまして、御指摘の外壁につきましては、この改修工事をこのたびの12月補正予算案に計上するとともに、国へも補助金の申請を現在行っているところでございます。

また、教職員用トイレにつきましては、教員数の増加により不足しているということは十分認識しておりまして、対応を現在検討しているところでございます。

厳しい財政事情ではございますが、緊急度や優先度を勘案しながら、今後も計画的な改修工事に努めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員。

○4番（藤村こずえ君） ありがとうございます。

個別にお伺いしました、華城小学校の外壁補修については、国の補助事業として対策を進めるとの御答弁でしたが、仮に国の補助事業として不採択であったとしても先延ばしにはせずに、危険箇所の緊急対策については御検討いただきたいと思います。

それから、教員の女子トイレについても、前向きな御検討をお願いいたします。

1点、再質問させていただきます。

学校施設長寿命化計画を策定して、今後は計画的な整備に入られるということでしたが、1点危惧されるのは、危険度なり対策の重要度によって対策の時期が定められると思います。このようなアセットマネジメントをされる場合は、初期の対策費用が膨大な費用になって、それから年々平準化した更新費用というグラフになると思うんですけども、それは、計画を立てるために調査に入ると、今までは見過ごしていた状況が詳しくわかって、危険度が高い箇所が一度に明らかになるので、実際には早急な対応が必要でありながら、予算的な面から3年先、5年先に対策が先延ばしされることも想定されます。

その間、現状を把握しておきながら、放置する期間が発生してしまうんじゃないかなと思います。そのための優先順位のつけ方は大変重要だと思います。計画はまだ策定中と伺っておりますけれども、策定に当たっては学校の現場の声も十分ヒアリングされて、実施可能なロードマップの策定をお願いしたいと思います。これは要望させていただきます。

また、防府市公共施設マネジメントによりますと、市内全ての施設を現行の状態で更新した場合、いわゆる単純更新した場合の今後40年間の費用は、平成53年度のピーク時には66億円の費用がかかり、1年当たり平均費用は32億円という膨大な試算結果となっております。これはあくまでも単純更新の試算ではありますが、あらゆる方策を考えないと、このように実現不可能な費用が積み上がってしまうと思います。

また、防府市公共施設保全計画案によれば、公共施設全般について、特定の部局が一元的に管理し、マネジメントをするといった推進体制を進めることが必要であると、このように記されておりますけれども、学校の施設を含め、公共施設全体について定量的な判断をすることによって、同じレベルの対策を進めていくことが、本市全体の公共施設のコストの縮減と施設の長寿命化につながると考えます。

公共施設のジャンルごとに更新計画を立てても、公共施設全体の更新費用を把握しないと、計画で終わってしまう気がします。

そのようなことから、マネジメントの一元化は非常に重要だと思うんですけども、今後、その一元化についてはどのように進めていくお考えでしょうか。これは教育委員会

の所管ではないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおりでございます。市の保有する公共施設等を一元的に把握いたしまして、施設の総合的かつ計画的な管理を行っていく必要がございます。そのような部局、部署等につきましては、ただいまの保全計画等にも記載しておりますけれども、専門部署をつくって一元管理していくという方針で進めていっております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員。

○4番（藤村こずえ君） 一元的に管理をされていくということで、どうぞよろしく願いいたします。

これからは、校舎整備を含め、公共施設のストックについて、いかに保全し長寿命化するか、各自治体にとって、防府市だけではなく、もう各自治体にとって、それぞれ大きなテーマであると思います。公共施設の老朽化に対して、早期に実態を把握し、将来のまちづくりを踏まえた計画的な対策を実行されることを要望いたしまして、2項目の質問を終わります。

3項目の質問は、（仮称）トップランナー合宿誘致プロジェクトの推進についてお伺いいたします。

今週末の18日は、防府市の冬の風物詩とも言われます、第47回防府読売マラソンが開催されます。先日の福岡国際マラソンで日本勢トップの3位に入り、来年8月のロンドンでの世界選手権の代表候補に名乗りを上げた公務員ランナー、川内優輝選手や、リオデジャネイロオリンピック銀メダリストの道下美里選手が招待選手として参加予定であり、私も含め楽しみにされている方も多いと思います。

私は、昨年3月の定例議会の一般質問におきまして、本市がこの歴史ある読売マラソンが開催されるまちであることや、かつてカネボウ陸上部の拠点であり、現在も多くの実業団陸上関係者がマラソンや駅伝の練習に訪れていることから、マラソンのまち防府を全国にアピールする戦略について質問しました。

自治体によっては、合宿を誘致しようと、チームに補助金を出したり、空港まで送迎したり、あの手この手で合宿誘致に取り組む自治体もある中、本市の場合、佐波川沿いは交通量が少なく、信号が少ないことや、冬でも雪が少ないという好条件から、ロード練習に最適であるため、かつてのカネボウの選手たちが、現在は大学や実業団の指導者となって、毎年合宿地として訪れてくれている本市は、今の状況に満足するのではなく、ようこそ防

府市へという気持ちで合宿誘致を推進してはいかがかと、提案をさせていただきました。

具体的には、コース沿いに距離標識や歓迎するのぼり旗を設置し、選手が練習していることを車両に知っていただくことで、車が選手のそばを通るときに注意して運転すると同時に、市民にとってはトップランナーが合宿に訪れているまちとして誇りが持てるのではないかと、また、滞在するホテルにも選手の練習に配慮した対応など、おもてなしの対策ができないものかと提案をさせていただきました。

ことしも、本年も10月から実業団陸上部の皆様が本市を訪れて練習をされていらっしゃると思います。

そこで、その後のおもてなしの対策についてお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 3の、トップランナー合宿誘致プロジェクトの推進について答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） （仮称）トップランナー合宿誘致プロジェクト推進についての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、本市は多くの有名ランナーを輩出したカネボウ陸上部の選手が、かつて日々練習を重ねた地であり、現在ではその選手の方々が実業団チームの指導者になられ、長距離競技の練習に適した環境を求め、チームを率いて来訪されております。

今年度におきましても、10月には、黒崎播磨陸上部が来訪され、また来年1月にはカネボウ陸上部が、3月にはスターツ女子陸上部が合宿される予定でございます。

その際の練習コースにつきましては、信号が少なく平坦であることに加え、路面状況がよいことから、防府読売マラソン大会旧コース——以前のコース、古いコースですね、塚原交差点から山口市徳地までのコースと、向島公民館前から向島運動公園までのコースの2つのコースが主なコースと伺っております。

こうした中で、合宿地としてのおもてなし対策でございますが、防府市体育協会を中心として、各実業団チームの合宿に際し、宿泊施設との調整や各種御要望に対応するなど、サポート体制の充実に努めているところでございます。

さて、議員お尋ねの、のぼり旗の設置でございますが、来年1月のカネボウ陸上部の合宿までには、練習コースに設置できるよう、準備を進めております。これにより、歓迎の意を表するだけでなく、コースを走行する車両の運転手に対しまして、注意喚起を促すことができ、選手の方々が少しでも安全な環境で集中して練習できるものと考えております。

また、練習コース道路脇への距離標識の設置につきましては、どのような標示方法が望ましいのか、実業団チームからの御意見を何うとともに、関係機関との協議を進めており、協議が整い次第、着手してまいりたいと存じます。

なお、佐波川の左岸沿いには、佐波川自転車道路が整備されており、その中で新橋付近を起点として22.7キロにわたり距離表示がされていることを申し添えさせていただきます。

このほかのおもてなし対策といたしまして、御要望いただいております練習中におけるトイレや、着替えをすることができる場所の確保につきましては、コース沿道の公民館や小・中学校、店舗などに御協力をいただき、利用することができるよう調整を行っております。

また、宿泊施設への食事内容や時間などについての御要望につきましては、各選手に適した食事内容や練習スケジュールの関係で食事時間に変更が生じる場合でも、温かい食事を提供することなど、柔軟に対応していただくよう、宿泊施設に対しましてお願いをしているところでございます。

いずれにいたしましても、本市において実業団チームの合宿が継続して行われるよう、関係機関、関係団体と連携し、これまで以上に快適な練習環境の提供に努めてまいりたいと存じますので、御支援、御協力のほどお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員。

○4番（藤村こずえ君） 大変前向きに御検討いただきまして、また確実にさまざまなおもてなしの気持ちが形になるということで、楽しみにしております。

のぼり旗の設置など、来年ということですが、ごらんになった選手や市民の皆さんの感想なども聞いてみたいなと思っております。また、トイレや着替えの場所、また宿泊施設においても、さまざまな御配慮いただけるということで、快適に、合宿される皆様のためにも、快適な環境が整うということは大変うれしいことだと思っておりますので、皆様方の御努力に感謝申し上げます。ありがとうございます。

1点、質問といたしますか、先ほどコースのことについてお話がありました。塚原のコースと向島公民館前を走る2つのコースがあるというわけなんですけども、この塚原のコースにつきましては、徳地までということになっておりますので、防府市だけではなく山口市さんにもかかるところがもちろんあります。

そこで、この距離標識につきましては、これは可能かどうかわかりませんが、山口市さんと連携をして距離標識を設置するということは、これは可能なのでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 距離標識につきましては、当然山口市にまたがりまので、道路管理者の方と協議をしてやっていくということになろうとは思っております。

○議長（松村 学君） 4番、藤村議員。

○4番（藤村こずえ君） ありがとうございます。

佐波川沿いの一本道ですので、ぜひとも防府市だけの部分ではなくって、山口市さんと協力をして、この道路が、この道が合宿にふさわしいんだということを知っていただき、車両の皆様にも知っていただきたいなと思っております。

さまざまな部署に関係各位の皆様の御努力に感謝申し上げます。ありがとうございます。できることから着実に積み上げていくことが、おもてなしの第一歩だと思います。今後もこのおもてなしの気持ちが形になってあらわれて、陸上選手だけではなく、お散歩やサイクリングを楽しまれる市民の皆様が増えることを期待して、また合わせて日曜日の第47回防府読売マラソンの開催がことしも盛会に行われますことを祈念して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、4番、藤村議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、23番、清水力志議員。

〔23番 清水 力志君 登壇〕

○23番（清水 力志君） 「日本共産党」の清水力志です。今回はじめての一般質問でございまして、何かと不慣れなところもあると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

通告に従い、御質問をさせていただきます。今回の質問はいずれも、さきの改選で勇退されました木村一彦前市会議員が市民の声を聞き、市民目線で考え、これまで一貫して取り組まれてきた問題であります。そして、また、私自身も市民との対話の中で聞いてきた問題でもあり、問題解決のために、今後私も取り組んでいきたいと思っておりますので、執行部の皆様におかれましては、何とぞ誠意ある御答弁を心からお願い申し上げます。

まず、1つ目に、国民健康保険料について御質問いたします。

防府市は、平成20年以降8年間、国保料の料率の引き上げは行っておらず、据え置いたままです。その結果、平成27年度の防府市の国民健康保険料は、1人当たり9万1,949円、また、1世帯当たりの保険料は、14万3,912円で、ともに山口県内にある13市の中で最も安いものとなっております。これは、執行部の並々ならぬ努力のたまものだと高く評価しております。

しかしながら、被保険者の大半は、中小企業の個人事業主や年金で生計を立てている高齢者であり、家計における国保料の負担は多く、国保料が高いという声は市民から共通し

て広く聞かれます。年金が減るのに、医療費や物価が高騰する。さらにさきの国会、衆議院本会議で公的年金改革法案、いわゆる年金カット法案が強行採決され、また、平成31年10月から消費税が、現在の8%から10%に引き上げることが予定されていることから、特に年金生活をしている高齢者にとっては、このままでは生活できないと大きな不安を抱えております。

そこで、御質問させていただきます。一般会計から国保会計への繰り入れを実施している自治体もごございますが、そのことも含めてさらなる工夫をしていただき、最終的には1世帯当たり1万円の保険料引き下げを目指していただきたいのですが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員の質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 御質問にお答えいたします。

国民健康保険は、これまで国民皆保険の最後のとりでとして、重要な役割を担ってまいりましたが、他の医療保険に比べて低所得者を多く抱えるという構造的な問題に加え、高齢者の増加などの原因により、その財政基盤は極めて厳しい状況でございます。

本市の国民健康保険事業についても、その例外ではなく、平成27年度決算では、歳出の主なもののうち、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金の合計が約111億6,000万円であるのに対し、歳入の国民健康保険料は約24億6,000万円で、残りの約78%を、国、県、市からの支出金や他の保険者からの交付金で補填し、財政運営を行っているのが現状でございます。

このような厳しい現状の中、防府市では、平成20年度以降黒字決算が続いておりましたが、医療費の上昇などの原因により、平成27年度決算において、実質単年度収支が約2億3,000万円の赤字となったところでございます。

今後も、高齢化の進展や、高額な医薬品が保険適用になったことなどの理由から、医療費の伸びが続くことが予想され、財政運営はますます厳しくなると考えております。

このような中、議員御案内のとおり、本市の国民健康保険料は、平成20年度以降、据え置いておまして、平成27年度は1人当たり9万1,494円で、13市で一番低い水準になっております。

現在、平成27年に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行によって、国民健康保険改革が着実に実施されているところでございます。

平成30年度からは、財政運営の主体が、市から県へ移ることとなっており、この場合、

国保事業の運営に必要な各市が納めるべき納付金を県が決定し、市は被保険者から徴収した国民健康保険料を財源として、納付金を県に支払うこととなります。

しかしながら、納付金の額については、いまだ示されていない状況でございまして、国保改革により、県内の国民健康保険料は平準化の方向に向かうものと思われますので、平成30年度以降、本市の保険料は増額するのではないかと懸念されるところでございます。

今後も、現行の保険料水準を、できるだけ長く維持することが必要であると考えており、そのための財源として国保会計の繰越金及び基金を有効に活用していく所存でございまして、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 23番、清水議員。

○23番（清水 力志君） それでは、再質問させていただきます。

先日いただきました資料で、今、手元に持っているんですが、平成28年度「国保・年金の歩み」という資料を、先日いただきました。この資料の60ページに、山口県内13市国民健康保険料率等の調べという資料があるのですが、これを見て私は、医療給付費分の均等割の額に目をつけていました。

平成28年度の防府市の医療給付費分の均等割の額は、1人当たり3万200円と、山口県内13市の中では一番高く、唯一3万円を超えております。ちなみに、一番低い自治体は山口市の2万2,900円で、山口県内の13市の平均額は2万6,440円です。この、医療費給付費分の均等割の金額を見直すだけでも、国保料を引き下げることができると思うのですが、いかがでしょうか。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

今おっしゃったとおり、均等割につきましては、県内13市の中でも高い額となっております。均等割に関しましては、世帯員数が多くなれば確かにその分負担は大きくなりますが、均等割、平等割につきましては、今年度も含め、直近の3年間におきまして、毎年軽減判定所得の見直しを行いまして、対象を拡大しているところでございます。

また、来年度におきましても、厚生労働省により低所得者に係る軽減判定所得の見直しが検討されておきまして、対象が拡大されるというふうに思っております。

先ほども申し上げましたが、現行の保険料水準をできるだけ長く維持したいとの考えでございまして、将来保険料を改定するとなった際に、均等割だけでなく所得割なども含めた全体の中で検討すべきものというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（松村 学君） 23番、清水議員。

○23番（清水 力志君） 前にも申しましたが、1世帯当たりの保険料は、山口県内13市の中で一番低い水準であるということに関しては、執行部の皆様の日々の努力には、改めて敬意を表します。

その一方で、ここにもう一つ、私が入手いたしました、山口県内の各自治体の国民健康保険の被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付世帯の状況という資料があるのですが、これによると、少し古い資料なんです、平均28年6月1日現在、防府市の被保険者資格証明書交付世帯は250世帯、短期被保険者証交付世帯数は308世帯と、両方合わせて500世帯を超えております。市民の生活の実態からしても、とても高い、払いたくても払えない、これは市民の命に係わる問題です。それを何とかするべきだという立場にぜひ立っていただきたい。そのことを強く要望いたしまして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

続いて、2つ目の質問に移ります。

地域公共交通について御質問いたします。

防府市は、市民がどこへ行くにも、まず自家用車で行くという、いわゆる車社会であります。しかしながら、高齢化社会を迎えて、ますます深刻になっている、いわゆる交通弱者の問題、自家用車を運転しない、また運転できない人たちが、この防府市で暮らしていく上で欠かせない足の確保、通院や買い物などのための足の確保の問題、すなわち、便利で安い公共交通の確立が急務となっております。

以前、私の近所に住む80代のひとり暮らしの女性の方との会話の中で、主人が生きていたときは何の不自由も感じませんでしたが、1人になってみて、自宅からバス停が遠いし、買い物に行くのも病院に通うのも一苦勞ですと話されておりました。また、別の70代の男性は、自分でも運転する能力が落ちているのを自覚していて、事故を起こす前に運転免許証を返納したいが、車がなければ何においても不便であるというお話もいただきました。文字どおり、高齢者や障害がある方々の命にかかわる問題です。

この問題は、勇退されました木村一彦前市会議員も、10年以上にわたって、一貫して取り組まれた問題であり、9月の定例会の一般質問でも木村一彦前市会議員が取り上げておられます。

そこで、御質問をさせていただきます。9月定例会の一般質問で、この二、三年にけりをつけるといいますか、きちっとした方針を打ち立てて、高齢化がどんどん進んでいってる、特に周辺地域の方々の交通の足、あるいはまちの中の方々のさらなる利便性というものを、行政の立場で責任を持たせていただかなくてはならないと、このように感じており

ますと、松浦市長は答弁されておられましたが、この二、三年にけりをつけるために、来年度からどのような計画を立てておられるのか、高齢者外出支援事業の見直しによる利用助成券の枚数や金額など、できるだけ具体的にお答え願いたいと思います。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） お答えいたします。

急速な高齢化の進行の中で、本市においても、移動手段に限られる方が増加しておりますことから、日常生活や社会参加に必要な交通手段を確保するため、地域公共交通の再構築に取り組んでいくことが不可欠であると認識しております。

こうした中、平成26年11月に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が大幅に改正されましたことから、地方公共団体が中心となって、公共交通ネットワークの再構築を推進するための地域公共交通網形成計画の策定が可能となり、本市では平成29年度中に策定することとしております。

既に、計画策定に向け、公共交通に対するニーズを把握するため、11月下旬から行っております都市計画マスタープラン更新に係る市民アンケート調査に、公共交通に関する項目を盛り込むなど、調査を開始したところでございます。

また、市中心部には、病院、スーパーなどが多く分布しているものの、各施設へ効率的かつ容易にアクセスできるような交通体系が確立しておらず、まちなかの回遊性が低い状況にありますことから、来年度、計画策定の調査事業として、これら医療機関や商業施設などをめぐる循環バスの実証運行を計画しております。

現在、実施に向け、交通事業者や警察、沿線の施設運営者等と協議し、ルート設定や乗降場所の選定などの調整を進めているところでございます。

これらのさまざまな調査結果をもとに、バス事業者をはじめとする交通事業者と密接に協議を重ね、鉄道や路線バスに加え、循環バス、コミュニティバス、デマンド交通といった新たな交通モードの導入や、ドア・ツー・ドアに対応するタクシーの活用も含めまして、本市における最適で持続可能な公共交通ネットワークの確立に向けた地域公共交通網形成計画を策定していく所存でございますので、よろしく願いいたします。

また、あわせてお尋ねの、高齢者外出支援事業の見直し内容についてのお尋ねでございますが、計画策定に先立って、自動車を運転できない高齢者等の移動手段の確保が喫緊の課題でありますことから、現在実施している高齢者外出支援事業を大幅に見直し、平成29年度から新たな制度に移行しようとするものでございます。

平成29年4月からの運用開始に向けまして、本議会におきまして、必要な準備経費に

係る補正予算案の御審議をお願いしておるところでございます。

この制度の見直し内容につきまして具体的に御説明いたしますと、まず、対象者の拡大でございます。現在、対象者の年齢を75歳以上とし、かつ在宅であること、市民税非課税であること、自動車を運転していないことなどの要件を全て満たす方を対象としておりますが、これを、70歳以上で運転免許証をお持ちでない方に改めることといたしております。

さらに、運転免許証を返納された場合には、65歳から対象者に加えますとともに、心身障害者福祉タクシーの助成対象者の方には、福祉タクシーと本支援制度のいずれかを選択できるようにすることとしております。

次に、その支援内容についてでございます。バス運賃のみの助成及びバス・タクシー共通の運賃助成の2種類を設定して、希望に応じて選んでいただくこととしており、いずれの助成券も、現在より交付枚数を大幅に増加させることとしております。

まず、選択できます1つ目の、バス運賃のみの助成の場合には、バス運賃の100円助成券を年最大96枚、申請に基づき月割り計算で交付することとしており、1乗車で2枚まで利用可能とするものでございます。

2つ目の、バス・タクシー共通の運賃助成でございますが、バス、タクシーどちらでも利用できる助成券を年最大48枚、こちらも月割り計算で交付することとしております。

この共通利用助成券は、バスを利用された場合は、バス運賃の200円助成券となりますとともに、タクシーを利用された場合は、料金が1,000円以下のときは一律200円、1,000円以上のときは2割相当の助成券として利用できることとしております。ちなみに、このタクシー利用における移動距離に応じた支援の仕組みは、県内初の試みとなるものでございます。

なお、お一人で利用された場合の助成限度額は、1,000円としており、タクシー料金が5,000円以上になると、助成額は一律1,000円となります。

さらに、2人以上の対象者が相乗りをされた場合は、助成限度額を2,000円としまして、対象者それぞれの助成券が使用できることとしておりまして、相乗りによる外出機会の増加も促進していこうとするものでございます。

一例を挙げますと、対象者3人で乗車され、タクシー料金が3,000円の場合には、助成額は1,800円となり、残りの1,200円を3人で支払っていただくこととなるわけでございます。

このように、公共交通対策の具体的な充実策の実施を、地域公共交通網形成計画の策定とあわせてしっかりと取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

ます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 23番、清水議員。

○23番（清水 力志君） 来年度から、支援制度の見直しや、新しい事業が始まるということですが、これは早急に解決しなくてはならない問題でありますし、それに、それぞれの地域で市民の要望がそれぞれ違ってくると思われまます。試行錯誤の毎日が続くと思われまます、市民の要望を一つでも多く取り入れ、市民の皆さんがとても便利だ、使いやすいと言ってもらえるような交通体系になるよう、ぜひとも二、三年、いやできるだけ早い時期に決着をつけていただきたいと強く要望いたしまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松村 学君） 以上で、23番、清水力志議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時57分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年12月13日

防府市議会議長 松 村 学

防府市議会議員 清 水 浩 司

防府市議会議員 田 中 敏 靖